

官報

號外 昭和八年三月二十五日

○第六十四回 衆議院議事速記録第三十號

昭和八年三月二十四日(金曜日)

午後一時二十分開議

議事日程 第二十九號

昭和八年三月二十四日

午後一時開議

第一 昭和八年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案(政府提出)

第二 宇品港域軍事取締法案(政府提出、貴族院送付)

第三 寺院現境内地並墓地無償下戻ニ關スル法律案(安藤正純君外七名提出)

第四 寺院現境内地並墓地無償下戻ニ關スル法律案(後藤亮一君外一名提出)

第五 寺院現境内地並墓地無償下戻ニ關スル法律案(青木亮實君外一名提出)

第六 計理士法中改正法律案(世耕弘一君外二名提出)

第七 辨理士法中改正法律案(原夫次郎君外四名提出)

第八 競争入札ノ取締等ニ關スル法律案(福田關次郎君提出)

第九 大正十五年法律第五十二號中改正法律案(土地區劃整理ニ伴フ清算金ニ關スル件)(安藤正純君外五名提出)

第十 產師法案(土屋清三郎君外三名提出)

第十一 產師法案(野方次郎君外二名提出)

第十二 產師法案(山道襄一君外三名提出)

第十三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(丸山浪彌君外十二名提出)

第十四 國祭日忠魂祭制定ニ關スル建議案(山下谷次君外二名提出)

第十五 氏名ノ表示ニ關スル建議案(池田敬八君外四名提出)

第十六 公用文書等ニ用ルル文字並其ノ書方及數字ニ關スル建議案(池田敬八君外四名提出)

第十七 大牟田港修築費國庫補助ニ關スル建議案(野田俊作君外一名提出)

第十八 宇和島港ヲ第二種重要港灣指定ニ關スル建議案(山村豐次郎君提出)

第十九 新潟港ヲ第一種重要港灣指定ニ關スル建議案(松木弘君外十三名提出)

第二十 舞鶴港修築促進並擴張ニ關スル建議案(水島彦一郎君提出)

第二十一 志々伎神社ヲ國幣社ニ昇格ニ關スル建議案(森肇君提出)

第二十二 御室神社昇格ニ關スル建議案(野中徹也君提出)

第二十三 鬼怒川堰堤ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第二十四 阿武隈川下流改修促進ニ關スル建議案(佐々木家壽治君外三名提出)

第二十五 神崎川及猪名川改修ニ關スル建議案(蔭山貞吉君外一名提出)

第二十六 木曾揖斐長良三川増補工事促進ニ關スル建議案(佐竹直太郎君外五名提出)

第二十七 那賀川改修工事促進ニ關スル建議案(紅露昭君提出)

第二十八 膽澤川改修ニ關スル建議案(志賀和多利君提出)

第二十九 河川法及其ノ關係省令ノ改正ニ關スル建議案(伊藤皆次郎君外二名提出)

第三十 利根運河國有ニ關スル建議案(本多貞次郎君外三名提出)

第三十一 能登半島運河開鑿ニ關スル建議案(櫻井兵五郎君提出)

第三十二 日光國立公園地域指定ニ關スル建議案(増田金作君外一名提出)

第三十三 日光國立公園ノ地域ニ關スル建議案(高田耘平君外一名提出)

第三十四 東京前橋新潟間道路ヲ國道ニ編入ニ關スル建議案(増田金作君外三名提出)

第三十五 草加栗橋間國道改修速成ニ關スル建議案(野中徹也君提出)

第三十六 甲府下諏訪間縣道ヲ國道ニ編入ニ關スル建議案(竹内友治郎君外五名提出)

第三十七 青海泊間國道改修ニ關スル建議案(鈴木義隆君外一名提出)

第三十八 彼杵早岐間縣道ヲ國道ニ編入ニ關スル建議案(佐保畢雄君外二名提出)

第三十九 國立和漢藥研究所設立ニ關スル建議案(猪野毛利榮君外三名提出)

第四十 醫療制度改善並治療費低減ニ關スル建議案(岡本一巳君提出)

第四十一 市町村吏員優遇ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外五名提出)

第四十二 伊豆七島ニ府縣制並町村制施行ニ關スル建議案(三上英雄君外二名提出)

第四十三 警察署長ノ地位向上ニ關スル建議案(松尾孝之君外三名提出)

第四十四 地方財政調整交付金制度制定ニ關スル建議案(栗原彦三郎君外一名提出)

第四十五 民營職業紹介業者保護ニ關スル建議案(中井一夫君外八名提出)

第四十六 小額金融法制定ニ關スル建議案(青木雷三郎君提出)

第四十七 大湊港開港並北鮮内地航直通航路開始ニ關スル建議案(藤井達也君提出)

第四十八 波見港開港並修築ニ關スル建議案(永田良吉君提出)

明治二十五年三月三十一日
第三號 郵便物 認可

第四十九 三津濱港開港ニ關スル建議案(武知勇記君提出) (委員長報告)

第五十 留萌港開港ニ關スル建議案(東武君外二名提出) (委員長報告)

第五十一 八戸港開港ニ關スル建議案(藤井達也君提出) (委員長報告)

第五十二 葉煙草賠償價格ノ算定ニ關スル建議案(高田松平君外三名提出) (委員長報告)

第五十三 製造煙草ノ輸出ニ關スル建議案(山崎猛君外五名提出) (委員長報告)

第五十四 國立煙草試驗場設置ニ關スル建議案(坪山德彌君外一名提出) (委員長報告)

第五十五 栃木縣立煙草試驗場國營移管ニ關スル建議案(高田松平君外一名提出) (委員長報告)

第五十六 製油用大豆ノ關稅免除廢止ニ關スル建議案(田村實君外一名提出) (委員長報告)

第五十七 酒造稅法中清酒ノ造石稅率等改正ニ關スル建議案(中野種一郎君提出) (委員長報告)

第五十八 稅務署長ノ地位向上ニ關スル建議案(水久保甚作君提出) (委員長報告)

第五十九 防空施設促進ニ關スル建議案(江藤源九郎君外五名提出) (委員長報告)

第六十 齒科軍醫設置ニ關スル建議案(杉山元治郎君外三名提出) (委員長報告)

第六十一 和歌ノ浦灣附近ニ海軍航空隊設置ニ關スル建議案(玉置吉之丞君提出) (委員長報告)

第六十二 霞ヶ浦航空隊所在地元町村ニ補助金交付ニ關スル建議案(葉梨新五郎君外二名提出) (委員長報告)

第六十三 癩兵院法改正ニ關スル建議案(伊坂秀五郎君外一名提出) (委員長報告)

第六十四 兵役義務者及傷痍軍人待遇施設促進ニ關スル建議案(上原平太郎君外二名提出) (委員長報告)

第六十五 第七師團管下陸軍演習場開放ニ關スル建議案(林路一君提出) (委員長報告)

第六十六 大牟田市ニ區裁判所設置ニ關スル建議案(野田俊作君外一名提出) (委員長報告)

第六十七 金ヶ崎町ニ區裁判所出張所設置ニ關スル建議案(志賀和多利君提出) (委員長報告)

第六十八 神戸刑務所移轉ニ關スル建議案(中井一夫君外一名提出) (委員長報告)

第六十九 神戸刑務所移轉ニ關スル建議案(中亥歲男君外一名提出) (委員長報告)

第七十 福岡市ニ少年審判所及矯正院設置ニ關スル建議案(吉田朝明君外三名提出) (委員長報告)

第七十一 民法親族編並相續編中改正ニ關スル建議案(守屋榮夫君提出) (委員長報告)

第七十二 長崎中央電信局設置ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出) (委員長報告)

第七十三 忍町ニ二等郵便局設置ニ關スル建議案(野中徹也君提出) (委員長報告)

第七十四 山村ニ電話架設ニ關スル建議案(近藤壽市郎君外一名提出) (委員長報告)

第七十五 東京大島間電話開通ニ關スル建議案(牧野賤男君外二名提出) (委員長報告)

第七十六 東京札幌間定期航空開始ニ關スル建議案(丸山浪彌君外五名提出) (委員長報告)

第七十七 臺灣博多港間定期航路開始ニ關スル建議案(吉田朝明君外三名提出) (委員長報告)

第七十八 新潟北條間直通定期命令航路開始ニ關スル建議案(田邊巖一君外十四名提出) (委員長報告)

第七十九 富山ヨリ東京大阪名古屋各地間及富山朝鮮滿洲間定期航空路開設ニ關スル建議案(野村嘉六君提出) (委員長報告)

第八十 富山ヨリ東京大阪名古屋各地間及富山朝鮮滿洲間定期航空路開設ニ關スル建議案(高見之通君外二名提出) (委員長報告)

第八十一 飛行場設置ニ關スル建議案(永田良吉君外十名提出) (委員長報告)

第八十二 金澤市外河北潟附近ニ飛行場設置ニ關スル建議案(櫻井兵五郎君提出) (委員長報告)

第八十三 福岡市ニ陸上飛行場設置ニ關スル建議案(吉田朝明君提出) (委員長報告)

第八十四 函館附近ニ飛行場設置ニ關スル建議案(大島寅吉君外一名提出) (委員長報告)

第八十五 函館附近ニ飛行場設置ニ關スル建議案(佐々木平次郎君外一名提出) (委員長報告)

第八十六 航空省設置ニ關スル建議案(永田良吉君外十名提出) (委員長報告)

第八十七 民間航空獎勵補助法制定ニ關スル建議案(永田良吉君外十名提出) (委員長報告)

第八十八 慈善郵便切手發行ニ關スル建議案(内ヶ崎作三郎君外四名提出) (委員長報告)

第八十九 沖繩航路改善ニ關スル建議案(花城永渡君提出) (委員長報告)

第九十 越前岬ニ燈臺建設ニ關スル建議案(猪野毛利榮君外二名提出) (委員長報告)

第九十一 電氣計器檢定料金引下竝檢定事務移管ニ關スル建議案(松尾四郎君提出) (委員長報告)

第九十二 朝鮮ノ私設鐵道買收ニ關スル建議案(岡田忠彦君外二名提出) (委員長報告)

第九十三 朝鮮ニ裁判所構成法及辯護士法實施ニ關スル建議案(一松定吉君外二十一名提出) (委員長報告)

第九十四 朝鮮ニ訴訟法及行政裁判法實施ニ關スル建議案(廣瀬爲久君外二十二名提出) (委員長報告)

第九十五 乾餾保管料補助ニ關スル建議案(小山邦太郎君外二名提出) (委員長報告)

第九十六 郡市町村農會技術員俸給國庫補助ニ關スル建議案(東武君外十三名提出) (委員長報告)

第九十七 郡市町村農會技術員俸給國庫補助ニ關スル建議案(荒川五郎君外五名提出) (委員長報告)

第九十八 郡市町村農會技術員俸給國庫補助ニ關スル建議案(中田正輔君外一名提出) (委員長報告)

第九十九 帝國農會ニ對スル國庫補助金額ニ關スル建議案(中田正輔君提出) (委員長報告)

第一百 帝國農會ニ對スル國庫補助金額ニ關スル建議案(八田宗吉君外五名提出) (委員長報告)

第一百 帝國農會ニ對スル國庫補助金額ニ關スル建議案(荒川五郎君外一名提出) (委員長報告)

第一百 信濃川魚梯改造ニ關スル建議案(增田義一君外三名提出) (委員長報告)

第三百三 鬼怒川魚族絶滅防止並増殖助成ニ關スル建議案(高田松平君外一名提出) (委員長報告)

第三百四 農家負擔輕減ニ關スル建議案(東武君外九名提出) (委員長報告)

第三百五 農家負擔輕減ニ關スル建議案(高田松平君外五名提出) (委員長報告)

第三百六 禁獵區內ニ於ケル鶴保護及農作物被害賠償ニ關スル建議案(天辰正守君外一名提出) (委員長報告)

第三百七 水質汚濁防止法制定ニ關スル建議案(青木亮實君提出) (委員長報告)

第三百八 水質汚濁防止法制定ニ關スル建議案(服部吉君外二名提出) (委員長報告)

第三百九 小中川農業水利事業速成ニ關スル建議案(小高長三郎君外一名提出) (委員長報告)

第四百 肥料政策ニ關スル建議案(東武君外八名提出) (委員長報告)

第四百一 肥料政策ニ關スル建議案(高田松平君外五名提出) (委員長報告)

第四百二 肥料政策ニ關スル建議案(栗原彦三郎君外一名提出) (委員長報告)

第四百三 農具改良獎勵ニ關スル建議案(多木久米次郎君外二名提出) (委員長報告)

第四百四 米穀貯藏獎勵ニ關スル建議案(多木久米次郎君提出) (委員長報告)

第四百五 宗谷支廳管内酪農業及糖業獎勵ニ關スル建議案(坂東幸太郎君外三名提出) (委員長報告)

第四百六 棉花耕作獎勵ニ關スル建議案(佐藤庄太郎君提出) (委員長報告)

第四百七 食用蛙ニ關スル建議案(土井權大君提出) (委員長報告)

第四百八 國有林野整備ニ關スル建議案(依光好秋君外三名提出) (委員長報告)

第四百九 北海道伏漁港修築速成ニ關スル建議案(松尾孝之君外二名提出) (委員長報告)

第五百 輸入養鶏飼料取扱ニ關スル建議案(近藤壽市郎君外五名提出) (委員長報告)

第五百一 耕地擴張改良事業ノ振興ニ關スル建議案(田中祐四郎君提出) (委員長報告)

第五百二 耕地擴張改良事業ノ振興ニ關スル建議案(高橋熊次郎君外二名提出) (委員長報告)

第五百三 四國ニ國立種馬所設置ニ關スル建議案(伊藤皆次郎君外五名提出) (委員長報告)

第五百四 屠畜稅檢査手数料廢止ニ關スル建議案(小林錦君外二名提出) (委員長報告)

第五百五 宮城縣下ニ國立米穀倉庫設置ニ關スル建議案(佐々木家壽治君外三名提出) (委員長報告)

第五百六 公立商船學校卒業生ニ對シ特別教育機關設置ニ關スル建議案(立川平君外五名提出) (委員長報告)

第五百七 夜間中等學校指定ニ關スル建議案(中川觀秀君外一名提出) (委員長報告)

第五百八 東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所獨立ニ關スル建議案(山杣儀重君外三名提出) (委員長報告)

第五百九 大學令中藥學部設置ニ關スル建議案(山下谷次君外六名提出) (委員長報告)

第六十 大學令中藥學部設置ニ關スル建議案(野村嘉六君外六名提出) (委員長報告)

第六十一 大學令中藥學部設置ニ關スル建議案(福田虎龜君外一名提出) (委員長報告)

第六十二 那覇市ニ高等水產專門學校設置ニ關スル建議案(花城永渡君提出) (委員長報告)

第六十三 中國又ハ四國ニ國立理化學大學設置ニ關スル建議案(多木久米次郎君外二名提出) (委員長報告)

第六十四 宗教團體法制定促進ニ關スル建議案(安藤正純君外七名提出) (委員長報告)

第六十五 尋常小學校及中等學校ニ於テ珠算教授ニ關スル建議案(小林絹治君提出) (委員長報告)

第六十六 中等學校ニ於テテ英語教授ニ關スル建議案(鷺澤與四二君提出) (委員長報告)

第六十七 帝國圖書館完成ニ關スル建議案(河上哲太君外三名提出) (委員長報告)

第六十八 足利學校保全費國庫支辨ニ關スル建議案(栗原彦三郎君外一名提出) (委員長報告)

第六十九 古美術品輸出取締並國寶保存機關充實ニ關スル建議案(川崎克君提出) (委員長報告)

第七十 大島ニ中央氣象臺附屬測候所設置ニ關スル建議案(牧野賤男君外二名提出) (委員長報告)

第七十一 大垣靖江間鐵道敷設ニ關スル建議案(猪野毛利榮君外一名提出) (委員長報告)

第七十二 津輕中里小泊間鐵道速成ニ關スル建議案(工藤十三雄君外三名提出) (委員長報告)

第七十三 岸獄伊萬里間鐵道速成ニ關スル建議案(藤生安太郎君提出) (委員長報告)

第七十四 出水宮之城間鐵道敷設ニ關スル建議案(天辰正守君外一名提出) (委員長報告)

第七十五 出水大口間鐵道敷設ニ關スル建議案(天辰正守君外一名提出) (委員長報告)

第七十六 大川線竣成年度線上ニ關スル建議案(天辰正守君外一名提出) (委員長報告)

第七十七 白石中村間鐵道敷設ニ關スル建議案(佐々木家壽治君外四名提出) (委員長報告)

第七十八 川俣浪江間鐵道速成ニ關スル建議案(佐藤庄太郎君外一名提出) (委員長報告)

第七十九 七尾水見間鐵道敷設ニ關スル建議案(栗原彦三郎君提出) (委員長報告)

第八十 生保内橋場間鐵道速成ニ關スル建議案(小山田義孝君外一名提出) (委員長報告)

第八十一 都城外ノ浦間鐵道敷設ニ關スル建議案(水久保甚作君外一名提出) (委員長報告)

第八十二 内海志布志間鐵道速成並宮崎迄延長ニ關スル建議案(渡邊與七君外四名提出) (委員長報告)

第八十三 穴水飯田間鐵道速成ニ關スル建議案(益谷秀次君外一名提出) (委員長報告)

第八十四 二見三田間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(多木久米次郎君外二名提出) (委員長報告)

第八十五 菱刈大口間ニ停車場設置ニ關スル建議案(天辰正守君外一名提出) (委員長報告)

第八十六 牛ノ濱西方間ニ停車場設置ニ關スル建議案(天辰正守君外一名提出) (委員長報告)

第八十七 小野信號所ヲ停車場ニ變更ニ關スル建議案(篠原義政君提出) (委員長報告)

第八十八 上有田驛擴張改良ニ關スル建議案(田口文次君外三名提出) (委員長報告)

第五百五十九 長濱驛改築ニ關スル建議案(服部岩吉君外二名提出) (委員長報告)

第六十 肥前山口驛附近ニ機關庫設置ニ關スル建議案(田口文次君外二名提出) (委員長報告)

第六十一 新舞鶴港驛聯合建設並旅客取扱ニ關スル建議案(水島彦一郎君提出) (委員長報告)

第六十二 西宮驛ニ乗降場増設ニ關スル建議案(蔭山貞吉君提出) (委員長報告)

第六十三 神崎驛ニ乗降場増設ニ關スル建議案(蔭山貞吉君提出) (委員長報告)

第六十四 阿久根驛ニ急行列車停車ニ關スル建議案(天辰正守君外一名提出) (委員長報告)

第六十五 吉松八代間鐵道電化並急行列車運轉ニ關スル建議案(天辰正守君外一名提出) (委員長報告)

第六十六 大宮小山間鐵道電化並速成ニ關スル建議案(野中徹也君提出) (委員長報告)

第六十七 大阪臨港線電化並旅客取扱開始ニ關スル建議案(折谷實吉君提出) (委員長報告)

第六十八 青森函館間連絡鐵路特定運賃撤廢ニ關スル建議案(林儀作君外一名提出) (委員長報告)

第六十九 警察官ニ對スル旅客運賃輕減ニ關スル建議案(一松定吉君外一名提出) (委員長報告)

第七十 警察官鐵道乘車賃割引復活ニ關スル建議案(水島彦一郎君提出) (委員長報告)

第七十一 常磐石炭鐵道運賃低減ニ關スル建議案(鈴木辰三郎君外二名提出) (委員長報告)

第七十二 常磐石炭鐵道運賃低減ニ關スル建議案(中井浩君外一名提出) (委員長報告)

第七十三 兩毛線ニガソリン車併用運轉ニ關スル建議案(岡本一巳君外一名提出) (委員長報告)

第七十四 京都市內國有鐵道高架改築ニ關スル建議案(中野種一郎君外二名提出) (委員長報告)

第七十五 佐原鹿島間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(今井健彦君提出) (委員長報告)

第七十六 呼子西唐津間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(藤生安太郎君提出) (委員長報告)

第七十七 野尻霧島神宮驛間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(水久保甚作君外一名提出) (委員長報告)

第七十八 池田川之江間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(森昇三郎君外五名提出) (委員長報告)

第七十九 京都府下四郡ニ國營自動車運輸ニ關スル建議案(水島彦一郎君提出) (委員長報告)

第八十 大宮大越間自動車道路開設ニ關スル建議案(野中徹也君提出) (委員長報告)

第八十一 萬國博覽會開催ニ關スル建議案(竹澤太一君外四名提出) (委員長報告)

第八十二 滿洲國熱河省方面ニ綠茶輸出ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外三名提出) (委員長報告)

第八十三 購買組合ニ對スル保護撤廢並取締ニ關スル建議案(磯部尙君提出) (委員長報告)

第八十四 足尾銅山鑛毒豫防監督ニ關スル建議案(栗原彦三郎君提出) (委員長報告)

第八十五 鑛業法中改正ニ關スル建議案(栗原彦三郎君提出) (委員長報告)

第八十六 輸出積償法並施行規則中改正ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外三名提出) (委員長報告)

第八十七 人造絹織物業者救済ニ關スル建議案(栗原彦三郎君提出) (委員長報告)

第八十八 輸出人造絹織物國營檢査ニ關スル建議案(猪野毛利榮君外二名提出) (委員長報告)

第八十九 足利市ニ國營精練所設置ニ關スル建議案(栗原彦三郎君提出) (委員長報告)

第九十 會社組合ノ會計檢査ニ關スル建議案(森昇三郎君外二名提出) (委員長報告)

第九十一 國務院創設ニ關スル決議案(野田文一郎君外四名提出) (委員長報告)

第九十二 決議案(明治製糖株式會社ノ脱稅事件ニ關スル件)(清瀬一郎君提出) (委員長報告)

第九十三 決議案(思想對策ニ關スル件)(久原房之助君外四十一名提出) (委員長報告)

議長(秋田清君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

(書記官朗讀) 一 今二十四日貴族院ニ於テ本院ノ回付ニ係ル醫師法中改正法律案(政府提出)ニ對シ本院ノ修正ニ同意スルコトヲ得サルモノヲ議決セル旨ヲ以テ兩院協議會ヲ開クノ請求ヲ受ケ又同時ニ協議委員ノ數ヲ十名ト爲スニ決セル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲メ茲ニ掲載ス) 一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ (第二號) 昭和八年度歳入歳出總豫算追加案

(特第二號) 昭和八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

(追第二號) 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件 (以上三月二十三日提出) 一 今二十四日貴族院ヨリ回付アリタル政府提出案左ノ如シ

恩給法中改正法律案 一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ 醫師法中改正法律案ニ對スル修正案 提出者 福田 虎龜君

(以上三月二十三日提出) 一 昨二十三日辭任シタル常任委員左ノ如シ 第四部選出豫算委員 永田善三郎君 一 昨二十三日議決ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ

第九部選出豫算委員 中 亥歳男君

議長(秋田清君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

議長(秋田清君) 議長 上田孝吉君

○上田孝吉君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際第二號、昭和八年度歳入歳出總豫算追加案、特第二號、昭和八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案、追第二號、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件ヲ一括議題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、第二號、昭和八年度歳入歳出總豫算追加案、特第二號、昭和八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案、追第二號、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件、右三案ヲ一括シテ議題ト致シマス、委員長ノ報告ヲ求メマス、豫算委員長山崎達之輔君

(第二號) 昭和八年度歳入歳出總豫算追加案

(特第二號)昭和八年度各特別會計歲入歳出豫算追加案
(追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件

報告書

一(第二號)昭和八年度歳入歳出總豫算追加案
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年三月二十四日

豫算委員長 山崎達之輔

衆議院議長秋田清殿

報告書

一(特第二號)昭和八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年三月二十四日

豫算委員長 山崎達之輔

衆議院議長秋田清殿

報告書

一(追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年三月二十四日

豫算委員長 山崎達之輔

衆議院議長秋田清殿

(山崎達之輔君登壇)

○山崎達之輔君 只今上程セラレマシタル豫算審査ノ經過ヲ御報告申上ゲマス、第二號總豫算追加ハ、歳入歳出約六百三十萬餘圓デアリマス、財源ハ總テ公債金ニ依ルモノデアリマシテ、歳出ノ主要ナルモノハ、内務省所管約二百五十萬圓、農林省所管約三百二十萬圓デアリマス、何レモ三陸地方災害ニ關スル經費デアリマス、特別會計ハ國債整理基金特別會計、公債金特別會計等デアリマシテ、何レモ總豫算追加ニ關聯セル事項デアリマス、追第二號ノ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件ハ、主トシテ低利資金ノ供給ニ對スル利子補給ノ契約デアリマス、委員會ニ於キマシテハ、各派ノ代表者ヨリ災害地ニ對スル深キ同情ノ意ヲ表セラレマシテ、何レモ原案賛成ノ旨ノ御陳述ガアリマシタ、更ニ是等ノ災害地方ニ對スル將來ノ施設ニ付テ、政府ノ努力ヲ希望サレマシタガ、之ニ對シマシテハ、政府ハ十分考慮致ス旨ノ言明ガアッタノデアリマス、以上御報告ヲ申上ゲマス、尙ホ委員會ニ於キマシテハ、全會一致ヲ以テ可決ヲ致シタ次第デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 討論ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——小野寺章君
○小野寺章君 簡單デアリマスカラ、此席カラ御許シテ願ヒマス
○議長(秋田清君) 許可致シマス
○小野寺章君 本追加豫算ハ、三陸ノ海嘯救済復舊ニ關スル經費ト致シマシテ、必要且ツ緊切ナル要求ナリト信ジマスカラ、賛成ヲ致ス譯デアリマス、唯復興事業ニ關スル經費ヲ殆ド計上セラレマセガ、追加豫算中ノ費目ニアリマス災害豫防調査ノ結果ニ依リマシテ、適當ナル支出ヲ爲サレタコト、罹災民復舊復興ニ關スル低利資金供給ニ付キマシテ、大藏當局ノ全幅的ノ御同情ヲ以テマシテ、要求額ノ大部分ヲ容ラレ、本豫算遂行ノ完璧ヲ期シタイと思フノデアリマス、此點ニ付マシテ、豫算委員會ニ於テ、當局ノ言明ヲ求メマシタ所ガ、只今委員長ノ御報告ノアリマシタヤウニ、當局ハ十分理解アル言質ヲ與ヘラレタノデアリマス、私ハ之ヲ信賴致シマシテ、本豫算ニ對シマシテ賛成ノ意ヲ表スルノデアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 村松久義君
○村松久義君 諸君、私ハ……
○議長(秋田清君) 簡單デスカ
○村松久義君 簡單デスカカラ自席カラ御許シテ願ヒマス
○議長(秋田清君) 許可致シマス
○村松久義君 只今上程ニナテ居リマス豫算案ニ對シマシテ、賛意ヲ表スル者デアリマス、今回ノ三陸地方震災並ニ海嘯ノ被害ニ對シマシテハ、全國朝野ノ甚大ナル御同情ヲ蒙リマシタコトハ、誠ニ有難キコト、シテ、感謝申上ゲルノデアリマス、御承知ノ如ク、三陸地方ハ帝都ヲ去リマスルコト甚シク、邊陲ノ地デアリマスルミナラズ、今日ノ不況ノ打撃ヲ最モ受ケテ居ル地方デアリマス、此際ニ於テ、政府ガ進ンデ同地方復舊ノ爲ニ盡力セラレ、茲ニ追加豫算案ヲ提出セラレマシタコトハ、誠ニ時宜ニ適シタルモノデアアルト考ヘテ居ル次第デアリマス、唯委員會ニ於テモ非常ニ議論ニ相成ッタノデアリマスルガ、將來ノ根本的ノ對策、是ハ是非共更ニ調査ノ上ニ、之ヲ爲シテ戴キタイト云フコトヲ希望致シテ居ル次第デアリマス、願クハ左様ナコトニ相成リマスルヤウニ、同地方ノ人間トシマシテ、又國民トシマシテ、之ヲ希望致シテ居ル次第デアリマス、以上ノ理由ヲ以テマシテ賛意ヲ表スル者デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 高橋壽太郎君
○高橋壽太郎君 此度ノ災害ハ……
○議長(秋田清君) 高橋壽太郎君……
○高橋壽太郎君 簡單デスカカラ自席カラ御許シテ願ヒマス
○議長(秋田清君) 許可致シマス
○高橋壽太郎君 此度ノ災害ハ、前回ニモ、明治二十九年ニ斯ウ云フ不幸ガアリ、又其以前ニモ度々前例ガアッタノデアリマス、聞ク所ニ依レバ、是等ノ災害ハ週期的ニ繰返サレルト云フコトデアリマス、今回ノ追加豫算ヲ拜見致シマスルト、主トシテ復舊ニアテ復興ニハ觸レテハ居ラナイ、所謂永遠ニ對スル方策ハマダ立テ、ナイト申上ゲナケレバナラスノデアリマス、爾カスレバ將來トシテハ、復舊ノミナラズ、復興ノ方面ニ大ニ努力ヲシテ戴カナケレバナラス、此希望ヲ申述ベテ、原案ニ賛成ヲ致ス者デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 討論ハ終局致シマシタ、三案ヲ一括シテ採決致シマス、委員長報告ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
(賛成者起立)

○議長(秋田清君) 起立議員(拍手)三案ハ委員長報告通り全會一致可決セラレマシタ(拍手)日程第一ハ、政府ヨリ議院法第七十七條但書及第二十八條但書ニ依リ、緊急事件トシテノ要求ガアリマシタ、政府提出、日程第一、昭和八年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案ヲ議題ト致シマス——大藏大臣高橋是清君

第一 昭和八年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案(政府提出)
昭和八年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案
政府ハ昭和八年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起債シ得ル金額ノ外六百三十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(國務大臣高橋是清君登壇)
○國務大臣(高橋是清君) 先刻通過致シマシタ豫算ニ關スル法律案デアリマス、即チ昭和八年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案提出ノ理由ヲ説明致シマス、昭和八年度歳入歳出總豫算及追加第一號ニ件フ一般會計歳入不足ノ補填ニ關シマシテハ、既ニ今期帝國議會ニ

○議長(秋田清君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○上田孝吉君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通リ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

宇品港域軍事取締法案

第二讀會(確定議)

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決確定致シマシタ

〔拍手起ル〕

○議長(秋田清君) 先刻私報告致シマシタ通り、貴族院ヨリ本院ノ回付ニ係ル、政府提出、醫師法中改正法律案ニ付キ、兩院協議會ヲ開クコトヲ求メラレマシタ、又同時ニ同院ヨリ協議委員ノ數十名ト爲スニ決シタル旨ノ通牒ヲ受領致シマシタ、此協議委員選舉ノ件ヲ御諮リ致シマス

醫師法中改正法律案兩院協議委員ノ選舉

○上田孝吉君 兩院協議委員ノ數十名トシ、議長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成〕反對〔其他發言スル者多シ〕

○議長(秋田清君) 靜肅ニ

〔詰ラナイ反對スルナ〕反對ガ何故惡イ—荷モ議員ハ反對スル資格ガアルデヤナイカ〔其他發言スル者多シ〕

○議長(秋田清君) 靜肅ニ—靜肅ニ、上田君ノ動議ノ採決ヲ致シマス、上田君ノ動

議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

○議長(秋田清君) 起立多數(拍手)仍テ動議ハ可決セラレマシタ

〔異議アリ〕異議アリト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 只今ノ議長ノ宣告ニ對シテハ異議ノ申立ガアリマス、此異議ノ申立ニ定規ノ贊成ガアリマス

〔アリマス〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 此異議ノ申立ニハ定規ノ贊成アリト認メマス、仍テ記名投票ヲ以テ採決致シマス

〔發言スル者多シ〕

○議長(秋田清君) 靜肅ニ—靜肅ニ、是ヨリ記名投票ヲ行ヒマス、上田君ノ動議ニ贊成ノ諸君ハ白票、反對ノ諸君ハ青票ヲ御持參セラレンコトヲ望ミマス—閉鎖

〔書記官氏名ヲ點呼ス〕

○議長(秋田清君) 投票漏ハアリマセヌカ〔ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 投票漏ナシト認メマス、投票開閉—開閉—開鎖

〔書記官投票ノ數ヲ計算ス〕

○議長(秋田清君) 投票ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告セシメマス

〔田口書記官長朗讀〕

投票總數二百六十一

可トスル者 白票 二百二十七

否トスル者 青票 三十四

〔拍手起ル〕

〔參照〕
上田君提出兩院協議委員ハ之ヲ議長ニ於テ指名スヘシトノ動議ヲ可トスル議員ノ氏名左ノ如シ

伊藤仁太郎君	伊藤皆次郎君
伊坂秀五郎君	石川 又八君
岩崎幸治郎君	岩本 武助君
井上 知治君	板谷 順助君
一瀬 一二君	今井 健彦君

猪野毛利榮君

林 讓治君

原口初太郎君

濱田 國松君

服部 岩吉君

仁田大八郎君

土井 權大君

東郷 實君

大口 喜六君

大石 倫治君

大本貞太郎君

小笠原三九郎君

小野寺 章君

岡田伊太郎君

渡邊 伍君

加藤久米四郎君

川島正次郎君

菅野善右衛門君

米田規矩馬君

田中 善立君

田邊 七六君

田子 一民君

高橋金治郎君

高倉 寬君

竹下 文隆君

胎中楠右衛門君

丹下茂十郎君

坪山 德彌君

中野種一郎君

中谷 貞頼君

長島 隆二君

永田 良吉君

上原平太郎君

植原悦二郎君

野方 次郎君

熊谷 直太君

國枝捨次郎君

楠 基道君

窪井 義道君

山本悌二郎君

生田 和平君

林 儀作君

畑 桃作君

春名 成章君

花城 永渡君

本多貞次郎君

床々竹二郎君

沼田嘉一郎君

大野 伴陸君

大山斐瑛磨君

太田 正孝君

小高長三郎君

岡田 忠彦君

尾崎 天風君

渡邊 與七君

川口 義久君

川平 甫雄君

橫山 泰造君

依光 好秋君

田邊 熊一君

田尻 生五君

田村 實君

高見 之通君

竹澤 太一君

立川 平君

武田德三郎君

玉置吉之丞君

中野勇治郎君

中野 寅吉君

中村 嘉壽君

名川 侃市君

上田 孝吉君

内田 信也君

梅村 俊作君

熊谷五右衛門君

倉元 要一君

工藤十三雄君

山本 芳治君

山本莊一郎君

山本条太郎君

山口忠五郎君

山下 谷次君

八角 三郎君

松岡 俊三君

松野 鶴平君

松尾 孝之君

牧野 良三君

増田 金作君

丸山 浪彌君

小谷 節夫君

木暮武太夫君

近藤壽市郎君

青木雷三郎君

青田 勝晴君

安藤 正純君

天辰 正守君

佐藤庄太郎君

實岡半之助君

木下成太郎君

岸田 正記君

宮澤 裕君

宮古啓三郎君

宮脇 長吉君

水久保甚作君

島田 俊雄君

篠原 義政君

塩月 學君

匹田 鈴吉君

森 肇君

森田 政義君

門田 新松君

瀬川 嘉助君

世耕 弘一君

鈴木喜三郎君

砂田 重政君

杉本國太郎君

壽原英太郎君

濱野徹太郎君

坂東幸太郎君

山崎 猛君

山田 又司君

山村豐次郎君

矢野 晋也君

松本 弘君

松實喜代太君

牧野 賤男君

前田 米藏君

益谷 秀次君

藤生安太郎君

河野 一郎君

後藤 脩君

江藤源九郎君

青木 精一君

青山 憲三君

綾部健太郎君

東 武君

佐竹直太郎君

木村 正義君

喜多 孝治君

金城 紀光君

宮澤 清作君

宮崎 一君

三上 英雄君

島田七郎右衛門君

白神 邦二君

清水 銀藏君

平井信四郎君

廣瀬 爲久君

森 昇三郎君

守屋 榮夫君

望月 圭介君

仙波 久良君

清家吉次郎君

鈴木 義隆君

菅原 傳君

助川啓四郎君

原 吉郎君

林 平馬君

西脇 晋君

宮脇 長吉君 三上 英雄君
水久保 長吉君 島田七郎右衛門君
島田 俊雄君 志賀和多利君
白神 邦二君 篠原 義政君
清水 銀藏君 堀月 學君
平井 信四郎君 廣瀬 爲久君
森 肇君 森 昇三郎君
森田 政義君 守屋 榮夫君
瀬川 嘉助君 仙波 久良君
世耕 弘一君 清家吉次郎君
鈴木 喜三郎君 鈴木 英雄君
鈴木 義隆君 砂田 重政君
菅原 傳君 杉本國太郎君
助川 啓四郎君 壽原英太郎君
原 吉郎君 林 平馬君
坂東幸太郎君 西脇 晉君
本田彌市郎君 富田幸次郎君
大藤 唯男君 小川郷太郎君
岡田喜久治君 勝 正憲君
高橋 守平君 田中祐四郎君
田中 武雄君 田島勝太郎君
武富 濟君 武知 勇記君
頼母木桂吉君 多田 滿長君
依 孫一君 谷原 公君
添田敬一郎君 土屋清三郎君
中村三之丞君 中井川 浩君
內藤 正剛君 村松 久義君
村上紋四郎君 工藤 鐵男君
野村 嘉六君 矢野庄太郎君
山田 助作君 松田 源治君
松田竹千代君 前田房之助君
松本 忠雄君 牧山 耕藏君
眞鍋 勝君 藤田 若水君
町田 忠治君 小山 松壽君
福田關次郎君 木村三四郎君
小山邦太郎君 佐藤 與一君
青木 亮貴君 櫻井兵五郎君
齋藤 隆夫君 作田高太郎君
櫻内 幸雄君 斯波 貞吉君
清水德太郎君

平野 光雄君 平川松太郎君
一松 定吉君 百瀬 渡君
鈴木富士彌君
否トスル議員ノ氏名左ノ如シ
伊豆 富人君 伊禮 肇君
井上 剛一君 戸田 由美君
大竹 貫一君 鷺澤與四二君
加藤 綱一君 風見 章君
高橋壽太郎君 中野 正剛君
中村 繼男君 中川 觀秀君
中田 正輔君 野田文一郎君
野中 徹也君 栗原彦三郎君
山道 襄一君 古屋 慶隆君
福田 虎龜君 深水 清君
小山 谷藏君 後藤 亮一君
安達 謙藏君 佐藤 啓君
佐藤 理吉君 清瀬 一郎君
岸 衛君 菊池 良一君
由谷 義治君 森 峰一君
鈴木 正吾君 龜井貫一郎君
小池 四郎君 安部 磯雄君
杉山元治郎君

○議長(秋田清君) 日程第百九十三、久原房之助君外四十一名提出、決議案、思想對策ニ關スル件、之ヲ議題ニ供シマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者山本梯二郎君

第百九十三 決議案(思想對策ニ關スル件)(久原房之助外四十一名提出)

決議案
政府ハ速ニ確固タル思想對策ヲ樹立シ以テ民心ノ安定ヲ圖ルヘシ

右決議ス

〔總理大臣ハドウシタ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 總理大臣ハ直チニ出席セラレマス

〔內務大臣、文部大臣ハドウシタ〕ト呼ビ其他發言スル者多シ

○議長(秋田清君) 程ナク出席セラレマス(山本梯二郎君登壇)

○山本梯二郎君 思想對策決議案ノ説明ヲ致シマス、此決議案ノ本文竝ニ理由書ハ、既ニ諸君ノ御手許ニ配付済トハ思ヒマスルガ、念ノ爲メ重ネテ茲ニ一應朗讀致シマス

決議
政府ハ速ニ確固タル思想對策ヲ樹立シ以テ民心ノ安定ヲ圖ルヘシ

右決議ス

決議案理由書
近時我カ國民ノ一部ニ矯激ナル思想ヲ抱懷シテ民心ヲ惑亂シ或ハ之ヲ實現セムトスル者頻頻トシテ輩出ス今ニシテ根本塞源ノ方途ヲ講セムハ邦家ノ前途ニ深憂ニ堪ヘサルモノアリ政府ハ速ニ中正堅實ナル思想對策ヲ樹立シテ根本的ニ之ヲ芟除シ以テ民心ノ歸嚮ヲ明ニシ其ノ安定ヲ圖ルヘシ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ(拍手)

本案ハ政友會、民政黨合同ノ提案ニ係ルモノデアリマシテ、即チ國民ノ熱烈ナル要求ニ基クモノデアリマス、總理大臣初メ政府ノ當局ニ於テモ、確ト御聽キヲ要望致シマス

諸君健全ナル國民思想ハ、國家存立ノ基調タルベキコトハ申スマデモアリマセヌ、然ルニ歐洲大戰後ニ於テ、遽ニ社會情勢ノ著シキ變化、經濟狀態ノ甚シキ變動ガアリマシテ、是ガ影響ヲ受ケマシテ、社會ノ一部ニ於キマシテハ、其思想言動ガ、或ハ急進過激ニ流レ、或ハ固陋頑迷ニ陥リ、延テハ累テ國家社會ニ及ボサントスル者ノ頻々ト輩出致シマシタコトハ、洵ニ遺憾ノ極ミデアリマス(拍手)

嚴密ニ申上ゲマスレバ、元來思想問題ナルモノハ、人間ノ思想感情ヲ取扱フモノデアリマスカラシテ、單ニ政治家又ハ爲政者ノミノ問題デハナイノデアリマス、併ナガラ昨今ノ思想問題ハ、ソレガ經濟問題ト結付キ、政治問題ト結付キ、更ニ直接生活ノ諸問題トモ結付キマシテ、今ヤ最モ重大ナル社會問題トナデ居ルノデアリマス、而モ昨今ノ思想問題ハ、往々ニシテ我カ國體ノ問題ト關聯致シマスルガ故ニ、吾々ハ特ニ本問題ノ一日モ閑却スベカラザル重大問題デアアルコトヲ確信致スノデアリマス(拍手)

現下ノ思想問題ヲ細カニ解剖致シマスレバ、多岐多様ニ互リマスルガ、要スルニ之ヲ大別致シマスレバ、所謂左傾、所謂右傾ノ、此二ツニ歸著スルノデアリマス、私ハ固ヨリ茲ニ此左傾、右傾ノ兩者ニ對スル、詳細ナル批評ヲ試ミヨウトスル者デハアリマセヌ、併ナガラ此兩者ノ中ニ於テ最モ危險ナルモノハ、左傾ノ共產思想デアルト云フコトハ、恐ラク萬人ノ肯定スル所デアラウト信ズルノデアリマス(拍手) 共產思想ガ實ニ過激、實行スベカラザル空想デアルト云フバカリデハナクシテ、特ニ我カ國體トハ根本的ニ相容レザル所ノ、危險不逞ノ思想デアルト云フコトハ、改メテ申上ゲルマデモアリマス

思フノデアリマス(拍手) 然ルニ不幸ニシテ我カ國民ノ一部ニ之ニ感染スル者ヲ生ジマシテ、遂ニ其外部ニ現ハル、モノハ、彼ノ三月十五日事件トナリ、四月十六日事件トナリ、或ハ熱海事件ノ如キ、又ハ長野縣ニ於ケル多數ノ小學校教員ノ赤化事件ノ如キ、更ニ最近ニ於キマシテハ、最モ神聖視サルベキ所ノ司法官ノ赤化事件ノ如キ、其他大小幾多ノ不祥事件ガ次々ト起テ參リマシタコトハ、吾々國民ノ衷心ヨリ憂慮措ク能ハザル所デアリマス

更ニ又右傾思想ニ付キマシテハ、其根本觀念ニ於テハ、固ヨリ彼ノ、我カ國體ヲ破壊シ、我ガ傳統的ノ社會組織及經濟機構ヲ顛覆セントスル所ノ、左傾共產主義トハ同一ニ論斷スルコトハ出來マセヌガ、是トモ往々極端ニ奔リマスレバ、中正穩健ノ道

ヲ踏外シテ、其結果國法上容スベカラザル
直接行動ニシテ進展スルト云フコトハ、洵
ニ遺憾ニ堪ヘナイノデアリマス(拍手)而シ
テ其最モ甚シキニ至リマシテハ、所謂血盟
團事件、五月十五日事件、其他幾多ノ不穩
事件若クハ暗殺行爲ガ現出致シマシテ、社
會人心ニ非常ナル不安ト恐怖ヲ與ヘツ、ア
ルノデアリマス

諸君、此右傾ト云ヒ、左傾ト云ヒ、共ニ
常軌ヲ逸シ、公道ニ悖リ、世上ノ人心ヲ動
搖セシメ、社會ノ不安ヲ醸成シツ、アルノ
時ニ於キマシテ、若シ政府ガ斷乎タル決心
ヲ以テ、確固タル思想對策ヲ樹立スルト云
フコトガナイト致シマシタナラバ、國家ノ
前途實ニ寒心ニ堪ヘザルモノガアルノデア
リマス(拍手)思想對策ハ固ヨリ多種多樣デ
アリマセウガ、其一トシテ數フベキモノ
ハ、所謂思想ハ思想ヲ以テ之ニ臨ムト云フ
コトデアリマス、凡ソ青年ノ左傾スルニ至
ルマデノ思想的徑路ト原因ヲ探究致シマス
ルニ、現代我國ニ於ケル思想界、又ハ學
界ノ風潮ニ誘導サル、所ガ少クナイト思
フノデアリマス、「マルクス」主義ノ批判的
研究ノ不足ヤラ、我國固有ノ精神文化ニ對
スル認識ノ不十分ヤラガ相當錯綜シテ、
青年ヲシテ盲目的ニ左傾ニ陥ラシメテ居ル
ノデアリマス(ソノナコトハナイ)ト呼フ
者アリ)是ト同ジク極端ナル右傾思想モ、
亦幾多ノ研究不足ヤラ認識不足ヨリ來タノ
デアリマス

〔其通り〕「明糖ハドウシタ」既成政黨
ノ爲メダ(其他發言スル者多シ)

○議長(秋田清君) 靜肅ニ願ヒマス

○山本悌二郎君(續) 而シテ思想ハ思想ヲ
以テ征伏スベシト云フ、此點ニ付キマシテ
ハ、歷代ノ當局皆相當考慮ヲ費シタニハ相
違アリマセヌ、併ナガラ今日ノ此思想問題
ハ、最早或ル程度マデハ、理論闘争ノ時代
ヲ通り越シシマツテ、實力闘争ノ時代ニ移
テ居リマス、此時ニ於キマシテハ、單ニ思

想ハ思想ヲ以テ征伏スルト云フノミヲ以テ
ハ、吾々ハ之ヲ満足スルコトガ出來ナイノ
デアリマス、寧ロ是ト同時ニ……
〔明糖ハドウシタ〕其他發言スル者多
シ

○議長(秋田清君) 中野君ニ注意致シマ
ス、靜肅ニ……

○山本悌二郎君(續) 是レ以外ノ對策ニ重
點ヲ置クベキデアルト、信ズルノデアリマ
ス、即チ其一、二ヲ數ヘテ見マスレバ、先
ヅ對策ノ一トシテハ、民衆ノ生活不安ヲ除
去スルト云フコトニ努メナケレバナラヌノ
デアリマス、申スマデモナク思想運動ノ場
合ハ、少數ノ者ハ純粹思想ノ研究カラシテ
出發致シマスガ、大多數ノ者ハ其日常ノ生
活不安ガ根本ノ原因ヲ成スノデアリマス、
其結果或ハ現在ノ政治狀態ニ不滿ヲ抱キ、
或ハ經濟機構ニ反感ヲ有チ、斯クシテ深キ
考モナクシテ漫然危險思想ヲ取入レテ、遂
ニハ直接行動ニマデ進展スルノデアリマ
ス、即チ少數ノ知識階級ニ屬スル危險思想
ノ持主ガ、巧ニ生活不安定ノ多數ヲ誘惑煽
動スルト云フ場合ガ極メテ多イノデアリマ
ス(拍手)隨テ是等ノ對策ト致シマシテハ、
民衆ノ生活安定ヲ齎スベキ所ノ經濟政策、
民衆ノ生活安定ヲ齎スベキ所ノ社會政策、
之ヲ普及徹底セシムルコトガ、最モ今日緊
要ナル點デアアルノデアリマス(拍手)從來政
府ノ施設ハ、此點ニ於テ様々アルヤウデア
リマスケレドモ、マダ國民ノ要望ニ副
フコト甚ダ遠イモノガアルノデアリマス

次ニ必要ナルハ、即チ思想運動ノ取
締デアリマス、其取締ニハ、固ヨリ
司法上ノ領分ニ屬スルモノト、行政上ノ
領分ニ屬スルモノトガアリマスガ、何
レノ場合ニ於キマシテモ、嚴トシテ秋霜
烈日ノ態度ヲ以テ之ニ臨マナケレバナリ
マセヌ(拍手)斯クシテ一面ニハ國法ノ權威
ヲ示スト同時ニ、他面ニハ徹底的ニ危險運
動、危險分子、是ガ彈壓排除ニ努メナケレ

バナラスノデアリマス(拍手)今日マデモ當
局トシテハ、此方面ヲ決シテ等閑ニ付シタ
ル譯デハナイト云フコトハ諒ト致シマス、
出來得ル限りノ力ヲ盡シテ積リデアリマセ
ウガ、司法上ノ領分ニ於キマシテモ、乃至
又行政上ノ領分ニ於キマシテモ、遺憾ノ點
ガ頗ル多イノハ、識者ノ夙ニ認ムル所デア
ルノデアリマス(拍手)殊ニ此節司法官ニ至
ラ(發言スル者多シ)赤化事件ヲ生ズルニ至
リタル今日、此世相ニ鑑ミテ思想運動ノ取締
ニ付テノ方法ト程度ニハ、斷然一大革新ヲ
加フルノ倍、緊要ナルヲ感ズルノデアリマ
ス(拍手)

更ニ又本問題ノ對策ノ一ツトシテ、而モ
最モ重要ニシテ且ツ根本ナルモノハ、國
民教育ノ革新デアリマス、凡ソ教育ハ國家
百年ノ大計デアリマシテ、其國民思想ヲ左
右スルノ著シキモノアルニ至テハ、他ノ
如何ナルモノモ之ニ比スベキモノハアリマ
セヌ、即チ現代ニ於ケル國民思想ノ動搖ト
云ヒ、民心ノ頹廢ト云ヒ、其責ノ一半ハ、
從來ノ教育其モノガ之ヲ負ハナケレバナ
ラスト信ズルノデアリマス(拍手)少年青年ノ
思想ハ、其初メニ於テハ純白無垢、白キ絲
ノ如キモノデアリマシテ、染メ次第ニ依ッ
テハ紅トモナリ、黒トモナルデアアル、小學
中學ノ時代ニ於テハ十二分ニ我が國體觀念、
我が傳統的ノ道義觀念ヲ注入シ、之ヲ以テ
青少年ノ頭腦ヲ堅實ニ地拵ヘシテ置キサヘ
致シマスレバ、其後ニ於テ、如何ナル異端
邪說ガ之ヲ侵サントシテモ、容易ニ之ヲ侵
シ得ルモノデハナイノデアリマス、然ルニ
維新以來六十有餘年間、我國ノ國民教育ハ
外國文化ノ吸收ニ急ナルノ餘リ、物質的教
育、知育的教育ニ偏リ過ギテ、知ラズ識ラ
ズノ間ニ、最モ大切ナル精神教育ニ力ノ入
レ方ガ足ラナカッタノデアリマス(拍手)斯
ク申セバトテ、私ハ決シテ過去ニ於ケル教
育界ノ功勞ヲ無視セントスルモノデハアリ
マセヌ、其時代ノ要求ト致シテハ、一時ハ

左様ナ方法ヲ執ルコトモ、或ハ必要デア
コト、思フノデアリマス、併ナガラ理由ノ
如何ヲ問ハズ、此六十有餘年間精神教育ニ缺
ル所——少クトモ力ノ入レ方ガ足ラナカ
タト云フ、此事實ダケハ事實トシテ、恐ク
ハ今日萬人皆——教育界ノ諸君ト雖モ認
ル所デアラウト思フノデアリマス(拍手)斯
様ナ結果ト致シマシテ、今日ノ青少年ノ頭
腦ニハ、數千年ノ光輝アル我が國體モ、將又
父祖傳來ノ信義廉恥ノ道念モ、極メテ稀薄
ニ印象サレテ居ルバカリデアリマシテ、深
ク堅ク刻ミ込マレテ居ラナイノデアリマス、
謂ハバ是等ノ青少年ハ、精神的ニハ未ダ日本
國民トシテノ素養ヲ缺クシテ居ルノデアリ
マシテ、思想上ノ半成品ト申シテ宜シイノ
デアリマス(拍手)此間隙ニ乘ジテ、内外ノ
危險思想ガ、盛ニ誘惑ノ魔手ヲ延バスノデ
アリマスカラ、此危險思想ガ、今日燎原ノ
火ノ如キ勢ヲ以テ、青年ノ間ニ蔓延傳播シ
ツ、アルノハ、寧ロ當然ノ歸結ト謂ハナケ
レバナラスノデアリマス(拍手)是ニ於テ國
民教育ノ内容ニ向ッテ一大革新ヲ企ツベキ
ノ時ハ、正ニ今日ニ在リト信ズルノデアリ
マス

其上ニ更ニ看過スベカラザルコトハ、教
育ニ從事スル肝腎ノ教師、教員ノ中ニ、危
險思想ノ持主ガ多分ニアリマシテ、日々其教
育スル子弟ニ向ッテ、陰ニ陽ニ、此危險思想
ヲ注入シツ、アルト云フ、此事實デアリマ
ス、國家公共ノ教育機關ニ於テ、日々國家
社會ヲ瓦解顛覆ニ導カントスル所ノ、危險
分子ヲ養成シツ、アルニ至ッテハ、實ニ驚
カザルヲ得ナイノデアリマセヌカ、歷代
ノ當局モ、多少之ニ氣付イテ居ラヌノデハ
アリマセヌガ、概ネ皆果斷決行ニ躊躇シテ、
此點ニ向ッテ大斧鉞ヲ加フルノ勇斷ノ無カ
タト云フコトハ、洵ニ遺憾ニ堪ヘザル所デ
アリマス

以上一通リ申述ベマシタル理由ヨリ致シマ
シテ、政府ハ速ニ根本の方針ヲ定メ、徹底

セル具體的對策ヲ樹立シテ、一日モ早ク現下ノ思想國難打開ニ、有效ナル方途ヲ講ゼラレンコトヲ望ムノデアリマス、併ナガラ終リニ一言致シマスルガ、謔ニ云フ如ク言フハ易クシテ行フハ難シ、多年ノ因習ト情力ヲ突破シテ、敢然新ナル方向ニ向テ邁進スルト云フコトハ、一通リノ勇氣ト決心デハ決シテ出來ルモノデアリマセヌ、サリナガラ時ハ非常ノ時デアリマス、問題ハ帝國ノ安危ニ關スル所ノ重大問題デアリマス(拍手)從來執リ來リシガ如キ程度ノモノデハ、最早抑ヘガ付カナクナテ參ッテ居ルノデアリマス、又其程度ノモノデ宜シイナラバ、從來位ノ程度ノモノデ宜シイナラバ、吾々ハ茲ニ決議案ヲ提出スル必要ガナイノデアリ、吾々ノ要求スル所ハ、更ニ徹底セル劃時代的ノ對策ニ在ルノデアリマス、政府ハ須ク責任ヲ恐レズ、左右ヲ顧ミズ、斷々乎トシテ根本塞源ノ方途ヲ樹テ、強キ力、強キ意思ヲ以テ、狂瀾ヲ未ダ回ラザルニ挽回スルコトヲ、切ニ君國ノ爲ニ茲ニ要望スル者デアリマス(拍手起ル)

〔耳ヲ掩フテ鈴ヲ盜ム者〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 栗原君——發言ヲ禁ジマス——質疑ノ通告ガアリマス、——鈴木正吾君

(鈴木正吾君登壇)

○鈴木正吾君 此決議案ハ、近時頻發セル右翼、左翼ノ暴力行為ヲ絶滅シ、或ハ左右兩翼ノ中間ニ在ッテ、議會政治ヲ呪ハントスルガ如キ、中間「ファシヨ」ヲ根絶スル意圖ヲ以テ、提出セラレタモノデアルト存ズルノデアリマス、立憲政治ト暴力行為トハ絶對ニ兩立致シマセヌ、吾々ハ飽迄明治大帝ノ定メ給ヒシ憲法ノ條章ニ基キ、立憲政治ノ途ニ於テ國難打開ノ諸經綸ヲ遂行スルコトヲ、破壞ナキ建設ニ進ム唯一ノ大道ナリト信ジテ居ル者デアリマスルガ故ニ(拍手)暴力行為ノ横行ヲ呪ヒ、之ヲ絶滅セ

ントスル誠意ニ至ッテハ、斷ジテ兩黨諸君ノ人後ニ落ツル者デハナイノデアリマス、唯私ハ此重大ナル決議ヲ、贊成スルニセヨ、反對スルニセヨ、モウ少シ此内容、決議ヲ提出セラレタ方々ノ御精神ニ付テ承ク上デナケレバ、了解シ難イ點ガアルト存ジマシテ、數箇ノ質問ヲ提出シテ見タイト思フノデアリマス

一體提案者ノ所謂思想對策トハ、如何ナル意味ニ於テ言ハレルノデアルカ、吾々ハ日常ノ政治ノ中ニ思想對策ガアリト考ヘテ居リマス、政治家ノ一言一行ノ中ニ、思想對策ガアリト考ヘテ居リマスケレドモ、提案者ハサウ云フコトヨリ外ニ、別ニ獨特ノ思想對策アリト御考ニナッテ居ルカドウカト云フ點ヲ承リタイノデアリマス、政治ガ如何ニ國民思想ニ影響ガアルカト云フコトノ、最モ端の一例トシテ私ガ思ヒマスコトハ、昭和六年度下半年ニ於ケル、日本ノ國民思想ノ動搖ニ付テ、考ヘテ見テ戴キタイト思フ、即チ多年ニ互ル民政黨ノ消極政策ノ爲ニ、人心ハ極度ニ萎靡沈衰シ、當然金ノ輸出ヲ禁止スベキ時ガ來タニ拘ラズ、此金ノ輸出禁止ヲ斷行セズシテ、人心ガ極度ニ不安ニ陥ッテ、是ガ昭和六年度下半年ニ於ケル人心ノ傾向デアリマシタ、若シテ政治ガ、アノ儘其年ノ暮マデ繼續致シマシタナラバ、恐クハ日本國內ニハ、重大ナ思想動搖ガ起リテアラウコトハ、識者ノ齊シク認ムル所デアリマス、唯幸ニモ其時期ニ於キマシテ、所謂學國一致內閣運動アリ、其結果トシテ消極內閣ガ倒レマシテ、政友會內閣ガ實現致シマシタ爲ニ、人心ニ一大轉換ヲ生ジテ、アノ年ノ暮ニ起ラントシタ人

行ガ、國民思想ニ重大ナ影響アルコトハ、濱田國松氏ノ御演說ノ中ニモアッタ、思想ノ大道ガ弛緩シテ居ルコトガ、國民思想ヲ惡クスル重大ナ原因デアルト云フコトヲ喝破セラレテ居リマスケレドモ、何モ思想ダケニ限ッテコトデハナイト思フ、此議院ニ列席スル政治家ノ一言一行ハ、悉クソレガ國民思想ニ影響ヲ及ボスモノデアルト吾々ハ深ク信ジテ居リマス、早イ話ガ、疑獄事件ニ連座シテ、其跡ノ傷ノ生々しい人ガ、此議席ニ傲然ト頌張ッテ居ルト云フガ如キコトハ、國民思想ニ如何ニ重大ナ惡影響ガアルカト云フコトハ、申ス迄モナイコト、思フノデアリマス、當面ニ國民思想ヲ惡化スル事能ガアルコトヲ閑却シテ、一足飛ビニ根本對策ヲ樹テヨウトシテモ、サウ云フコトハ甚ダ效果ノ乏しいコトデアルト吾々ハ信ズルノデアリマス

ソコデ第二ニ御同致シタイ點ハ、提案者ノ所謂根本塞源の思想對策トハ何デアルカ、其具體的ノ内容ヲ御示シテ願ヒタイト思フノデアリマス、人ニ聽ク以上ハ、吾々自身ノ有ッテ居ル具體的内容ヲ申上ゲルノガ禮儀ダト存ジマスカラ、吾々ハソレヲハキリ申上ゲテ、皆様方ノ御意見ヲ聽キタイ、即チ吾々ノ見ル所ニ依レバ、今日右翼ノ暴力行為ガ現レマスルノハ、其重大ナル原因ノ一ツトシテハ、會テ大養先生ガ喝破セラレタ、政黨ガ利權ノ發揚ニ努ムベキ地位ニ在ル人々ガ、其國威ノ發揚ニ努メズシテ、専ラ國內ノ黨爭ニ没頭シタコトガ、右翼ノ人々ノ激發ヲ誘致シタ重大原因ナリト吾々ハ信ジマス、故ニ之ヲ矯正スル途ト致シマシテハ、國民同盟ガ揭揚致シテ居リマス、即チ建國ノ精神ノ擴充シ、國際正義ヲ再建シ、大イニ國威ヲ外ニ發揚スルノガ、右翼「テロ」ヲ根絶スル根本ノ政策デアルト云フコトヲ、吾々ハ信ジテ居ルノデアリマス、又左翼ガ跋扈致シマスノハ、先程提案者ノ御說明ニモアッタ

ヤウニ、國民生活ガ不安ニナッテ、其不安ニナッテノ何デアルカト云ヘバ、從來ノ政黨政治ガ國民生活ヲ安定セシムルコトニ成功シナカッタカラ、國民生活ガ不安ニ陥ッテデアリマス、故ニ之ニ對シテハ、吾々ノ所謂公益統制ノ經濟政策ヲ確立シテ、國民生活ヲ安定ヲ期シ、荷モ眞面目ニ働ク人間ハ、食フニ困ラセナイヤウナ世ノ中ヲ造ルト云フコトヨリ外ニハ、此左傾思想ノ根絶ヲ期スルコトガ出來ナイト思フノデアリマス、吾々ハ斯ウ云フヤウナモノガ所謂根本塞源の思想對策ノ根本デナケレバナラヌト信ジテ居ルノデアリマス、果シテ然ラバ政友會カラ言ヘバ、政友會ノ根本ノ主義綱領ノ實現ガ、思想對策ノ根本塞源の具體案デナケレバナリマセヌ、民政黨カラ言ヘバ、民政黨ノ有ッテ居ル其本來ノ主義綱領ノ實現ヨリ外ニ、思想對策トシテ根本的ナリト稱スベキモノ、アル道理ハ無イト思フノデアリマス、若シ果シテ然ラバ、現在主義綱領ノ違ッテ居ルカ、如ク見ユル兩政黨ノ諸君ガ、此根本的對策ニ付テ共同提案ヲ爲サレタト云フコトニ、吾々多少ノ了解シ難イ點ガアル、若シ現在ノ兩政黨ハ、其根本ヲ資本主義「イデオロギ」ニ立脚シテ居ル政黨デアルガ故ニ、思想對策ニ於テモ共同デアルト仰セニナルナラバ、私ハソレデ能ク分リマス、此點ニ付テノ吾々ノ疑問ヲ氷解セラレンコトヲ御願致スノデアリマス

次ニ御同致シタイ點ハ、此決議案ハ內閣ニ對スル信任案デアルカ、若クハ不信任案デアリカト云フ點ニ付テ、御同致シタイノデアリマス、即チ決議案ノ本文ヲ解釋シマス、ト、政府ハ速ニ確乎タル思想對策ヲ樹立シテ、民心ノ安定ヲ圖ルベシト申サレテ居リマス、之ヲ正面カラ解釋スレバ、當然此內閣ヲシテ此重大事ニ當ラシメントスルモノデアル、若シソレガ本意ナラバ、衆議院ノ多數ノ諸君ハ、此內閣ニ尙ホサウ云フ大事ヲ成ス力アリト御認メニナッテ、此案ヲ御出

シニナツカドウカト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス、吾々カラ言ヘバ、コンナ内閣ノ存在ノ自體ガ、國民思想ヲ惡化スル重大ナ原因ダト吾々ハ思フ居ル、尤モ政友會ノ或ル總務ノ談トシテ新聞紙上ニ載テ居ル所ニ依リマスレバ、政友會ノ某總務曰ク、思想決議案ダ、教育決議案ダト言フガ、何モ吾々ハ此内閣ニノミ註文スルノデアリマス、偶、齋藤内閣ガ其處ニ居ルカラ言フダケノコトデ、寧ロ直グニ次ニ來ル所ノ内閣ニ向テ言ウテ置クノデスヨ、現内閣ニ決議案ヲ突付ケルナドハ、ソレハ丁度死人ニ六文錢ヲ附ケテヤルヤウナモノデ、傘ダ「ステッキ」ダ、草履ダ、色々棺桶ノ中ニ入レテヤルヤウナモノデ、死ニ掛テ内閣ニ決議案ガ何ノ役ニ立チマスカ、斯ウ云フヤウニ言ウテ居ラレ、故ニ政友會ノ方々カラ言ヘバ、是ハ決シテ内閣ニ對スル信任ノ意味デハナイト思フ、併ナガラ民政黨ノ諸君ハ、恐クハ此内閣ニヤラセタイ意圖ヲ持テ居ラレモノダト吾々ハ想像スル、併ナガラ吾々ハ何故コンナコトヲ言フカト云ヘバ、元來執著心ノ強イ齋藤總理大臣ノコトデアリマスカラ、此決議案ヲ信任案ダナド、間違ヘラレテ、此上居据リノ腹ヲ据ヘラレテハ堪ラスト思フカラ、此點ヲハツキリ私ハ聽イテ置キタイノデアリマス(拍手)一體五・一五事件ノドサクサ紛レニ政權ヲ拾フタ現内閣ノ重大使命ハ、國內ニ橫流スル矯激ナル思想ヲ排除シテ、民心ノ安定ヲ期スルニアッタコトハ申スマデモナイコトデ、首相モ屢、此點ヲ公言致シテ居リマス、然ルニ今ニ至テ此決議案ガ、而モ政民兩黨ノ共同デ提出セラレタト云フコトハ、論理的ニ歸納スレバ、現内閣ノ過去一年ニ互ル思想對策ガ失敗デアリ、無効デアッタト云フ證據デアッテ、形ヲ變ヘテ不信任案ナリト解釋スルノガ當然デアリマス、此點ニ付テ私ハ敢テ總理大臣ニ御伺シテ置キタイ、總理大臣ハ此決議ヲ受

ケテ、如何ナル御感想ヲ持タル、カト云フコトヲ、ハ、キリ御伺致シタイト思フノデアリマス

取ルコトヲ怠ル者ガ、國民思想ヲ惡化スル張本人デアルト吾々ハ信ジテ居ル、其文書ノ性質カラ申シマシテモ、其文書ヲ持テ居ル持主ハ、大體ニ於テ少數ニ限ラレテ居ル人デアル、假令其責任者ガ未ダ分ラナイニシテモ、内閣ノ統轄者トシテ、斯ル秘密ノ洩レタ其事ニ對スル重大ナル責任ヲ感ズルヤウナ政治家デナケレバ、國民思想ヲ安定セシムルコトハ出來ナイト、サウ私ハ思フノデアリマス(拍手)ソコデ私が提案者ニ御伺シタイ第四ノ點ハ、此内閣ノ此儘存續セシメテ、思想對策ト云フヤウナ問題ヲ論議スル値打ガアルカドウカ、之ヲ一ツ御伺シテ見タイト思フタノデアリマス

任ヲ問ハレタ時ニ、當該場ニ於テ、調査中デアルカラ調査ノ完了次第自分ノ責任ヲ明ニスルト云フコトヲ言明致サレマシタ、調査トハ一體何ノ調査デアルカ、長崎、北海道ノ問題ノコトハ今調査中カモ知レスケレドモ、東京ニ於ケル尾崎判事ガ共產黨員デアルコトハ、本人モ之ヲ認メ、既ニ調査済ノ筈デアリマス、外ノ問題ハ姑ク措ケ間ハズ、此一事ヲ以テモ、小山氏ハ其責任ヲ明ニスル理由ハ十分存在スルト思ヒマスケレドモ、此責任ヲ明ニセズシテ、尙ホ國民思想ヲ善導シ、安定セシムルコト云フ理由ガアリマスカ、アルト云フナラバ其點ヲ御伺シタイノデアリマス

第四ニ御伺致シタイ點ハ、吾々ハ無力ニシテ、内閣ノ統一ヲサヘ爲スコトノ出來ナイヤウナ、又官紀綱紀ノ極度ニ紊亂シテ、國家ノ秘密ヲサヘ保ツコトノ出來ナイヤウナ内閣ヲ、一日モ速ニ打倒スルコトガ、國民思想對策ノ上ニ於テハ、コンナ決議ヲ百萬遍スルヨリモ、有效ナル對策ナリト考ヘテ居リマスケレドモ、諸君ハ此點ニ付テ如何ナル御感想ヲ懷カレモノデアアルカラ承テ置キタイ、國民ハ非常時ニ對シテ強力ナ政治ヲ要求シテ居ル、力強い政治、道德的ニ緊張シタ政治ヲ要求致シテ居リマスノニ、此内閣ノ何處ニ強味ガアルカ、議會ノ質疑應答ヲ通ジテ、特ニ總理大臣ノ態度ナド、云フモノハ、分ク問題ヲ分ラヌヤウナ顔ヲシテ、徒ニ責任ノ回避ニ努メテ居ルト云フコトガ、吾々ノ印象デアリマス、試ニ考ヘテ御覽ナサイ、今ヤ日本國民ハ上下ヲ舉ゲテ國防ノ充實、對滿政策ヲ遂行ト云フコトニ、全神經ヲ集中致シテ居リマス、然ルニ此内閣ニ於テハ、外國船舶ノ購入問題ニ關シテ、逡巡省ハ國防の見地ニ於テ之ヲ許サズト爲シ、拓務省ハ滿蒙政策實行ノ見地ニ於テ此問題ヲ是認スル、閣内ノ統一ガ付カズシテ、其紛爭ハ閣外ニ暴露スルノ醜態ヲ演ジテ居ルデアリマス(拍手)國民ノ最モ期待スル國防、若クハ對滿政策ニ於テサヘ、閣内ノ統一ヲ圖ルコトノ出來ナイヤウナ無力ナ内閣ノ存在ガ、國民思想ニ如何ナル惡影響ヲ及ボスカハ讀者ノ齊シク認ル所デアルト私ハ信ジテ居ル(拍手)

第五ニ、此機會ニ於テ私ハ特ニ總理大臣ニ御尋シタイコトガアル、私トシテハ此問題ハ言フヲ潔シトシナイ問題デアリマスケレドモ、國民思想對策ノ上カラ言ヘバ、不問ニ付スル譯ニハ參リマセヌカラ、御尋致シタイノデアリマスガ、ソレハ即チ此内閣ノ書記官長デアリマシタ柴田氏ヲ辭職セシメタ、辭職ノ理由ハ明デナイケレドモ、ソレガ柴田氏ノ息ガ、共產黨事件ニ連坐シタ結果デアルコトハ、天下周知ノ事實デアリマス、然ルニ此内閣ハ、書記官長ヲ罷免サシタ、共同人ヲ貴族院議員ニ推薦ヲ致シテ居ル、ドウ云フ譯デサウ云フコトガ成立ツノデアルカ、若シ貴族院議員ニ勅選シタコトガ誤リデナイト云フナラバ、内閣書記官長ヲ罷免セセル理由ハ絕對ニナイノデアリマス(拍手)若シ内閣書記官長ヲ罷免セセルコトガ道理デアルナラバ、貴族院議員ニ勅選シタト云フコトガ誤リダト申サナケレバナラヌ、ドチラガ是デアルカ、ドチラガ非デアルカ、此點ニ付テ内閣ノ言明ヲ得ナケレバ、國民思想ノ安定ヲ得ルコトハ出來ナイト思フ、其點ヲ伺ヒマス

第六ニ、小山司法大臣ニ御尋致シタイ、小山司法大臣ハ、裁判官ノ中カラ共產黨事件ニ連坐シタ者ヲ出シタコトニ付テ、其責任ヲ問ハレタ時ニ、當該場ニ於テ、調査中デアルカラ調査ノ完了次第自分ノ責任ヲ明ニスルト云フコトヲ言明致サレマシタ、調査トハ一體何ノ調査デアルカ、長崎、北海道ノ問題ノコトハ今調査中カモ知レスケレドモ、東京ニ於ケル尾崎判事ガ共產黨員デアルコトハ、本人モ之ヲ認メ、既ニ調査済ノ筈デアリマス、外ノ問題ハ姑ク措ケ間ハズ、此一事ヲ以テモ、小山氏ハ其責任ヲ明ニスル理由ハ十分存在スルト思ヒマスケレドモ、此責任ヲ明ニセズシテ、尙ホ國民思想ヲ善導シ、安定セシムルコト云フ理由ガアリマスカ、アルト云フナラバ其點ヲ御伺シタイノデアリマス

第七ニ御尋致シタイコトハ、議會ト民心ヲ乖離致サセマシタ最大ノ原因ハ、今日ノ選舉ノ實狀ヲ以テシテハ、一般國民ノ意思ヲ議會ニ表現スルコトノ出來ナイト云フコトガ、今日ノ議會否認ノ空氣ヲ起シタ根本原因デアルト吾々ハ信ジテ居リマス(拍手)吾々ガ多年普通選舉ヲ要求致シマシタ心持ハ、當時ノ法制的機構ヲ以テシテハ、大多數ノ國民ハ議會ノ外ニ放置セラレテ居ル、多數國民ヲ議會ノ外ニ置イテ、國民ニ議會ヲ信賴セシムルコトハ出來ナイ、ソコデ多數國民ヲ議會ニ集中シ、引付ケル意味ニ於テ、吾々ハ普通選舉ヲ要求シタ、其普選法ハ實施セラレテ、法制的ノ見地ニ於テハ、多數國民モ亦政治ニ參與スル機會ヲ得タ譯デアリマスケレドモ、選舉ノ實際カラ言ヘ、事實非常ナ多額ノ選舉費用ガナケレバ、國民ハ議會ニ這入ルコトハ出來ナイ形式的ナ參政權ハアリマシテモ、實質的ニハ一般國民ハ議會ノ外ニ遮斷セラレテ居ル、此事實ガ今日國民ノ間ニ議會頼ムニ足ラズ、議會信ズルニ足ラズト云フ思想ヲ起サシメタ重大原因ナリト吾々ハ信ジテ居ル(拍手)ダカラ思想對策ノ意味カラ申シマスレバ、是非共當面ノ此選舉ヲ改正シテ、金ヲ掛ケズトモ選舉ガヤレル、即チ金無シト

雖モ、志アレバ國民ハ議會ニ這入レルト云フ
根本的ノ途ヲ開クコトガ、動モスレバ議會
ヲ無視セントスル空氣ニ對シテハ、拔本塞源
的ナ対策デアルト信ジマスルガ、其點ニ對
シテ提案者ハ如何ニ考ヘラレルカ、若シ同
感デアルト言ハレルナラバ、何故其事ノ實
現ノ爲ニ奔走シ、努力シナイノデアアルカ
云フコトヲ、御伺ヒ致シタイノデアアリマ
ス……

(發言スル者アリ)

○議長(秋田清君) 中野君、注意シマス

○鈴木正吾君(續) 第八ニ私が御伺ヒ致

シタイ事ハ、明糖ノ脱税問題ノ如キ、
國民思想ニ重大ナル影響ノアル疑惑ヲ解
クコトナクシテ、此思想對策ヲ論ズルガ
如キハ、或ル意味カラ言ヘバ、醉拂ヒノ
禁酒論トシテ、世間ハ眞面目ニ相手ニシ
ナイデアアラウト云フコトヲ私ハ心配ス
ルノデアアリマス(拍手)明治製糖ノ脱税問題
ニ付テハ、私ハ敢テ之ヲ管々シク言フ積リ
ハナイ、併ナガラ此機會ニ於テ、問題ノ輪
廓ヲ明ニシ、吾々ハ斯ル問題ナルガ故ニ、
何故之ヲアナタ方眞面目ニ論議研究シナ
イカト云フコトヲ申上ゲテ見タイノデアア
リマス、吾々ハ思想對策トシテハ、之ヲ大事
ナ問題ト考ヘルガ故ニ、之ヲアナタ方ハ
ウ考ヘラレルカ、苟モ根本對策ヲ樹テルト
云フ建前カラ言ヘバ、此問題ニ付テノ一家
見ヲ持タナケレバ、斯ウ云フ事ハ言ハレナ
イ筈ダト存ジテ申上ゲルノデアアリマス(拍
手)此文書ハ明治製糖ノ脱税事件アリトシ
テ、ソレヲ種ニ明治製糖ヲ脅喝シタ梅津某
ヲ調査スル折ニ、檢事局ニ於テ取付タ文
書デアリマシテ、此文書ノ中ニ、明糖脱税
事件カラ、ソレガ他ノ五大製糖會社ニ共通
ノ大脱税事件デアルト云フコトガ明ニナル
ト思ヒマスカラ、其事ヲ申上ゲテ置クノデ
アリマス、即チ昭和二年度迄ノ査定率ハ原糖
百斤ニ付第五種糖八十六斤第四種糖七斤半
第三種糖半斤糖密三斤ト定メラル從テ原糖百

斤ニ付精製糖ノ消費稅ヲ算定スレバ合計八圓
三十七錢五厘ノ割合トナル然ルニ昭和二年
中査定率變更ノ議起リタメニ稅務當局ハ同
年七月一日ヨリ翌三年二月二十四日迄標準
歩合改訂ノ爲各精製糖會社工場ニ於テ簡易
査定及實蹟査定ヲ爲シタリ當時ノ精製方法ヲ
以テシテハ原料糖百斤ニ付九八%乃至一〇
三%ノ砂糖ヲ精製シ得ル實情ニ在リシヲ以
テ明治製糖、臺灣製糖、大日本製糖、鹽水
港製糖、大正製糖等ノ各製糖會社ノ幹部等
ハ右歩合改訂其基礎調査ニ於テ平常通りノ精
製方法ニ依リ示サレタル結果ニ付キ査定セ
ラル、時ハ從來ノ九四%ノ標準歩合ヲ著シ
ク高度ノ歩留ニ改訂サレシコトヲ恐レ不正
ノ手段ヲ以テ實驗査定ニ於ケル歩留ヲ低下
セシメント策セシモ各會社代表等ニ依リ之
ヲ共謀實行スルコトヲ憚リ各會社ノ技術家
即チ工場長級ノ者等ヲ會合セシメ歩留低下
ノ不正手段ヲ謀議セシムルコト、シタリ明
治製糖ニ於テハ川崎工場長佐々木清吉ヲ右
謀議ニ參加セシムルコト、シ同人ハ臺灣製
糖ノ草鹿砥祐吉、大日本製糖ノ澤金雄、野
村健、鹽水港製糖ノ三浦育三、大正製糖ノ
德永丑彦等ヲ實驗査定開始ノ一、二箇月前
即チ昭和二年五、六月頃前後二回丸ノ内日
本工業俱樂部ニ會合シ共ニ不正手段ヲ弄シ
テ歩留ヲ低下セシメント謀議シタルモ
人目ニ觸レ易キ右俱樂部ニ於テ今後會合ノ
回数ヲ重ヌルコトヲ以テ疑惑ヲ招ク虞レア
リト爲シ佐々木清吉名義ヲ以テ帝國ホテル
ノ一室ヲ借受ケ同年九、十月頃前後二回同
所ニ會合シ歩留低下ヲ策謀ス明治製糖ニ於
テハ右謀議ニ基キ佐々木清吉ヲ神戸ニ派遣
シ同所ニ於テ神戸工場長稻見忠、戸畑工場
長磯造次郎等ト會合セシメ不正手段ヲ用ヒ
テ歩留低下ヲ策シタル結果昭和二年七月一
日ヨリ前記基礎調査ノ開始セラル、ヤ川
崎、神戸、戸畑ノ三工場ハ豫テ佐々木清吉
ト通謀セル同會社事務取締役安田昌ノ取計
ヒニ依リ臺灣本社ヨリ送付セラレタ粗惡ナ

ル臺灣原料糖ヲ使用シテ砂糖ノ製造ニ著手
シ歩留ヲ低下セシムルコトヲ試ミテ消費稅
ノ通脫ヲ計リ遂ニ立會稅務官吏ヲ欺罔シテ
歩留九六・九四%程度ノ低率ナルガ如ク誤信
セシメ更ニ爪哇原料糖使用ノ場合ニ於テハ
簽入二千袋ト稱シ乍ラ其實千九百八十袋ヲ
簽入スルニトバメ或ハ亦一袋百六十八斤
入ノモノヲ使用スル旨申告シ乍ラ其實一袋
百六十四斤入ノモノヲ簽入シ歩留ヲ低下ス
ルコトヲ試ミテ消費稅ノ通脫ヲ圖リ遂ニ實
驗査定期間ヲ通ジ川崎、神戸、戸畑三工場
ヲ通ジ合計百三十六萬八百二十四斤ヲ詐欺
手段ニ依リ秘カニ引拔キ乍ラ使用承認ノ全
量ヲ簽入シタルモノ、如クニ裝ヒ以テ砂糖
製造ノ實況ヲ稅務官吏ノ見分ニ供シ之亦前
示歩留程度ノ低率ナルガ如ク誤信セシメタ
リマダ外ノ製糖會社ニモ連絡ノアルコト
ヲ檢事局ハ吾々ニ指摘致シテ居リマスケレ
ドモ、何レニ致シマシテモ、明糖一箇ノ問
題トシテモ、此事件ガ重大ナル脱税事件デ
アルコトハ既ニ極メテ明白デアリマス、サ
レバコソ政友會ニ於テハ、豫算委員會ニ於
テハ津雲國利氏ガ、決算委員會ニ於テハ窪
井代議士ガ徹底的ニ此點ヲ追窮シ、サウシ
テ豫算委員會デハ、明糖事件ニ關スル政府
ノ處置ハ當ヲ得ザルモノナリト斷定シ、決
算委員會ニ於テハ、徵收低率ニ失スル標準
歩合ニ依リ砂糖消費稅ノ徵收ハ不當ナリト
決議シ、又政友會ノ濱田國松氏ハ本會議
ニ於ケル演說ニ於テ、明糖事件ニ對スル政府
ノ處置ハ明ニ憲法違反ナリトマデ極論セラ
レテ居ルノデアリマス、既ニ豫算委員會ニ
於テ、或ハ決算委員會ニ於テ、本會議ニ於
テ、是程追窮シテ置キナガラ、モウ一步ト
云フ所デ踏ミ止マラレルノハ如何ナル理由
ガアルノカ、吾々ノ解釋ニ苦シム所デア
ル(拍手)サウ云フ點ニ天下ノ疑惑ハ生ズル
ダト云フコトヲ私ハ申上ゲテ置キタイノデ
アリマス(拍手)是ダケ罪惡ノアルコトヲ承
知シナガラ、而モ其追窮ノ手ヲ緩メテ、宜

イ加減ニ問題ヲボカサウトスル所ニ國民ノ
疑惑ガアルノダト云フコトヲ申上ゲテ置キ
タイノデアリマス(拍手)併ナガラ私ハ尙ホ
政友會ノ諸君ノ中ニハ、此問題ニ付テ是程
深刻ニ政府ヲ責メル硬骨ノ士ノアルコトヲ
心カラ有難イコトニ思ヒテ居ルノデアアル(拍
手)而モ此問題ニ對シテハ、民政黨
ノ諸君ハ一言半句其態度ヲ天下ニ聲明シ
タコトハナイデハナイカ(拍手)吾
吾ハ此問題ニ對シテ一言半句所信ヲ天下
ニ公表スルコトノ出來ナイヤウナ政黨
ガ、斯ル決議案ヲ提出スル資格アリヤ否ヤ
ニ付テハ、重大ナル疑問ヲ持テ居リマス
ルカラ、此點ニ付テ民政黨ノ諸君ノ明カナ
ル御答辯ヲ得タイト思フノデアリマス、數
ニ依テ眞理ヲ決シヨウト云フ所ニ議會
政治ガ信任ヲ受ケナイ根本理由ガアルノダ
ト吾々ハ信ズルノデアアル(拍手)議會ノ多數
決ハ、多數決決シタカラ眞理ナノデハナ
イ、ソレガ眞理デアアルカラ多數ガソレニ贊
成スルト云フ所ニ、議會政治ノ信用ヲ保ツ
根本ノ途ガアルト私共ハ信ジテ居ルノデア
アル、當議場ニ於ケル少數多數ノ如キハ、問
題デハナイ、苟モ吾々ノ主張ガ道理ニ適
居レバ、國民ノ間ニ——此議場ニ於テハ假
令少數デアリマシテモ、吾々ハ國民ノ間ニ
於テ、必ズ多數ヲ得ルコトヲ確信シテ疑ハ
ナイノデアアル(拘手)

ソコデ私が第九ニ御伺ヒシタイコトハ、
此與黨、若クハ準與黨ノ方々ガ、他人行儀
ニ、今更此決議案ヲ政府ニ出サレル心持ハ
何處ニアルノカ、若シアナタ方ニ、是レ
是レノ事ヲ政府ニヤラセヨウト云フ意思ガ
アルナラバ、自分ノ黨カラ出テ居ル關係ヲ
鞭撻シテ、直チニ之ヲ實行サセルコトハ何
デモナイデハナイカ(拍手)其點カラ、言ヘ
バ、甚ダ不便ナ立場ニ居ル吾々デモ、苟モ
ソレガ思想對策トシテ國家ノ爲ニ良イト信
ズレバ、其信ズル所ヲ當該關係ニ進言シ

テ、ソレヲ用ヒテ事實モアルノデア、
デアアルカラ自分達ガ色々進言シタケレドモ
聴カレナイ、ガカラ院議ノ力ヲ以テ動カサ
ナケレバ、自分達ノ力デハ動カシ切レヌト
言フテ、此決議ヲ出スナラバ、私ハソレナラ
何デモナイ、ケレドモソレ程微力ナモノデ
ハナカラウト思フカラ、私ハアナタ方ニ、
案ガアルナラバ何故此決議案ヲ出ス前ニ、
ソレヲ爲サナイノカト云フコトヲ申上ゲタ
イノデアアリマス、其事實ガアレバ承リタイ
ト思ヒマス、其事ナシトスルナラバ、此決
議案ノ提出ハ甚ダ意味ノ薄イコトデアルト
云フ問題デアリマス(拍手)

第十二御伺ヒ致シタイコトハ、會期モ明
日ニ迫ラタ此會期ノ最後ニ、斯ル重大ナ決議
案ヲ提出セラレタノハ一體何故デアルカ、
若シアナタ方ガ眞ニ此重大ナ決議案ヲ實行
サセルト云フ誠意ガアルナラバ、何故議會
ノ劈頭ニ之ヲ提出シテ、此議會ノ會期中ニ
此案ヲ立デサセテ、此國民思想ノ安定ヲ實行
スル運ビヲ爲サラナカッタノデアアルカト云フ
點デアリマス(拍手)今ニ於テ、此議會ノ將ニ
終ラントスル時ニ、遽々然トシテ斯ル重大
ナ決議案ヲ提出セラレタト云フコトハ、之
ヲ世間的ニ言ヘバ、私ガサウ言フノデハナ
イケレドモ、世間カラ見レバ、一種ノ賣名
案デアアル、御土産案デアアル、吾々モ思想問
題ニ付テハ相當ノ心配ヲシテ居ルト云フ美
名ヲ取テ終ラントスル根性デアルト疑フ
者ガアツテモ、辯解ノ餘地ハアルマイト思フ
ノデアリマス(拍手)吾々ハ此決議案ニ對シ
テ、政民兩黨ノ諸君ハ、如何ナル確信ヲ以
テ之ヲ實行セシメヨウトセラレルノデア
ルカヲ聽キタイ、若シ其信念ノ伴ハナイ、無
駄ナ決議案スルト云フコトデハ、其無駄ナ
決議案スレバスル程、國民思想ガ惡化スル
モノデアルト云フコトヲ私ハ思フノデア
(拍手)私ガ敢テ此事ヲ申シマスノハ、即チ
去ル第五十五議會ニ於テ、所謂思想國難、
經濟國難、政治國難、尾崎學堂先生ノ所謂

三大國難ニ關スル決議案ト云フモノガ提出
セラレ、滿場一致ノ賛成ヲ經テ其決議案ガ
成立シタコトヲ、此際ニ想起シテ戴キタイ
ノデアアル、議會ガ滿場一致ノ決議シタ其決
議案ガ、何ノ實效ガアリマシタカ、實際的
ニハ何ノ實行モ致サナカッタ、其實行ヲ致サ
ナイ決議案スルト云フコトハ、民心ヲ惡化サ
スモノデアルト信ジマスカラ、サウ云フ無
效ノ決議案スルトコトヲ、吾々ハ潔トシナイ、
若シ無効デナイトスルナラバ、如何ナル信
念ヲ以テ之ヲ實行セシムル御積リデアアルカ
ヲ私ハ御伺ヒシタイノデアリマス(拍手)
之ヲ要スルニ、我々ハ此重大ナル決議案
ニ對シテ贊否ノ態度ヲ決スルニ當リ、以上
私ノ申上ゲマシタヤウナ諸點ニ付テ、政府
民政黨、政友會、此關係者諸君ノ明快ナ
ル御答辯ヲ得タイコトヲ希望致シマス
(拍手)質問ノ要項ガ可ナリ多岐ニ互リマシ
タカラ、御答辯ノ都合ノ爲ニ質問ノ要項書
ヲ此「デール」ニ殘シテ參リマス、ドウゾ
十分御考慮ノ上御答辯ヲ御願致シタイノデ
アリマス(拍手)

○上田孝吉君 本案ニ對スル質疑ハ此程度
ニ於テ結局セラレンコトヲ望ミマス
(賛成)反對其他發言スル者多シ
○議長(秋田清君) 上田君ノ質疑結局ノ動
議ヲ採決致シマス、上田君ノ動議ニ賛成ノ
諸君ノ起立ヲ求メマス
(賛成者起立)
○議長(秋田清君) 起立多數、仍テ上田君
ノ……
(異議アリ)「記名投票其他發言スル
者多シ」
○議長(秋田清君) 只今議長ガ起立多數ト
宣告致シマシタモノニ對シ異議ノ申立ガア
リマス、此申立ニ定規ノ賛成ガアリマスカ
ラ「アリマス」ニ「ナイ」ト呼フ者アリ
○議長(秋田清君) 賛成ノ諸君ノ御起立ヲ
希望シマス

(賛成者起立)
○議長(秋田清君) 此申立ニハ定規ノ賛成
アリト認メマス、仍テ上田君提出ノ、質疑
結局ノ動議ニ付記名投票ヲ以テ採決致シ
マス、是ヨリ記名投票ヲ行ヒマス、上田君
ノ動議ニ賛成ノ諸君ハ白票、反對ノ諸君ハ
青票ヲ御持參アランコトヲ望ミマス——閉
鎖——氏名點呼ヲ命ジマス
(書記官氏名ヲ點呼ス)
○議長(秋田清君) 投票漏ハアリマセヌカ
投票漏ナシト認メマス——投票函閉鎖——
開陣——開鎖
(書記官投票ノ數ヲ計算ス)
○議長(秋田清君) 投票ノ結果ヲ書記官長
ヨリ報告セシメマス
(書記官長朗讀)
投票總數二百八十七
可トスル者 白票 二百五十三
否トスル者 青票 三十四

○議長(秋田清君) 投票ノ結果、上田君ノ
動議ハ可決サレマシタ(拍手)
(參照)
上田君提出質疑結局ノ動議(決議案思想
對策ニ關スル件)ニ對スル可トスル議員
ノ氏名左ノ如シ
伊藤仁太郎君 伊藤皆次郎君
伊坂秀五郎君 石坂 豐一君
石川 又八君 岩本 武助君
岩瀬 亮君 磯部 清吉君
井上 知治君 板谷 順助君
出井 兵吉君 犬養 健君
一瀬 一二君 今井 健彦君
飯村 五郎君 猪野毛利榮君
生田 和平君 林 讓治君
林 路一君 林 儀作君
原口初太郎君 畑 桃作君
濱田 國松君 春名 成章君
服部 岩吉君 八田 宗吉君
花城 永渡君 仁田大八郎君
堀江正三郎君 堀切善兵衛君

床次竹二郎君 東郷 實君
沼田嘉一郎君 大石 喜六君
大野 伴陸君 大石 倫治君
大山斐瑠磨君 大本貞太郎君
小笠原三九郎君 小高長三郎君
小野寺 章君 小山田義孝君
岡田 忠彦君 岡田伊太郎君
岡本 一巳君 岡田 謙三君
渡邊 伍君 渡邊 與七君
加藤久米四郎君 川口 義久君
貝谷 眞致君 横川 重次君
横山 泰造君 依光 好秋君
吉田 頼明君 田中 善立君
田中喜代松君 田邊 熊一君
田尻 生五君 田尻藤四郎君
田尻 一民君 田村 實君
高橋 泰雄君 高橋熊次郎君
竹澤 太一君 立川 太郎君
立川 平君 胎中楠右衛門君
武田德三郎君 丹下茂十郎君
瀧 正雄君 玉置吉之丞君
津崎 尙武君 坪山 德彌君
土倉 宗明君 中野勇治郎君
中野種一郎君 中野 寅吉君
中井 一夫君 中谷 貞頼君
長島 隆二君 難波 清人君
名川 隆市君 永田 良吉君
向井 倭雄君 村田虎之助君
上田 孝吉君 上原平太郎君
上塚 司君 植原悦二郎君
梅村 大君 野方 次郎君
野依 秀市君 熊谷 直太君
熊谷五右衛門君 久山 知之君
國枝捨次郎君 楠 基道君
窪井 義道君 藏園三四郎君
山本悌二郎君 山本 慎平君
山本莊一郎君 山本 泰太郎君
山本 市英君 山崎 猛君
山崎達之輔君 山口 義一君
山田 又司君 山下 谷次君

山村豐次郎君	八角 三郎君	林 平馬君	西脇 晉君
矢野 晋也君	松木 弘君	本田彌平郎君	戸井 嘉作君
松村 光三君	松野 鶴平君	富田幸次郎君	大藤 唯男君
松實喜代太君	松尾 孝之君	小川郷太郎君	勝 正憲君
牧野 賤男君	前田 米藏君	吉川吉郎兵衛君	高野 喜六君
増田 金作君	益谷 秀次君	田中祐四郎君	田中 武雄君
丸山 浪彌君	藤井 達也君	田中 貢君	武富 濟君
藤生安太郎君	福井 甚三君	武知 勇記君	頼母木桂吉君
小谷 節夫君	近藤壽市郎君	多田 滿長君	谷原 公君
紅露 昭君	江藤源九郎君	添田敬一郎君	土屋清三郎君
寺田 市正君	青木雷三郎君	中村三之丞君	中山 福藏君
青木 精一君	青田 勝晴君	内藤 正剛君	村上紋四郎君
青山 憲三君	安藤 正純君	海野 數馬君	内ヶ崎作三郎君
芦田 均君	綾部健太郎君	野村 嘉六君	工藤 鐵男君
天辰 正守君	東 武君	山本 厚三君	山田 助作君
佐藤庄太郎君	佐藤 重遠君	矢野庄太郎君	松田 竹千代君
佐保 畢雄君	佐竹直太郎君	松田 正一君	松田 源治君
坂本 一角君	木村 正義君	松本 忠雄君	松永 東君
木下成太郎君	喜多 孝治君	前田房之助君	松谷 寅吉君
岸田 正記君	金城 紀光君	牧山 耕藏君	町田 忠治君
宮澤 裕君	宮澤 清作君	藤井 啓一君	藤田 若水君
宮古啓三郎君	宮川 一貫君	福田關次郎君	小山 松壽君
三上 英雄君	三井 德寶君	小山邦太郎君	青木 亮實君
水島彦一郎君	水久保甚作君	佐藤 與一君	櫻井兵五郎君
島田七郎右衛門君	島田 俊雄君	櫻内 幸雄君	作田高太郎君
志賀和多利君	白神 邦二君	清 寛君	木村小左衛門君
篠原 義政君	清水 銀藏君	三宅 繁君	清水留三郎君
庄 晋太郎君	塩月 學君	清水德太郎君	斯波 貞吉君
平井信四郎君	平野桑四郎君	重松 重治君	平野 光雄君
西田 銳吉君	廣瀬 爲久君	平川松太郎君	一松 定吉君
樋口 典常君	森 肇君	比佐 昌平君	百瀬 渡君
森 昇三郎君	森田 政義君	鈴木 寅彦君	
森田 福市君	門田 新松君	否トスル議員ノ氏名左ノ如シ	
望月 圭介君	仙波 久良君	伊豆 富人君	伊禮 肇君
世耕 弘一君	清家吉次郎君	井上 剛一君	戸田 由美君
鈴木喜三郎君	鈴木 英雄君	大竹 貫一君	鷺澤與四二君
鈴木 義隆君	鈴木辰三郎君	加藤 鯛一君	風見 章君
菅原 傳君	杉本國太郎君	高橋壽太郎君	中野 正剛君
助川啓四郎君	猪股謙二郎君	中村 繼男君	中川 觀秀君
原 吉郎君	原 夫次郎君	中田 正輔君	野田文一郎君

野中 徹也君 栗原彦三郎君 所ガ、政府當局モ答辯ヲシナイ、提案モ知ラヌ顔ヲシテ居ル、私共ハ此一事ヲ考ヘル時分ニ、果シテ提案サレタル諸君ハ、此問題ヲ議會ノ議ニ掛ケ、國民ノ要求スルガ如ク、慎重ニ審議セントスル考アリヤ否ヤヲ、第一ニ疑ハザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 仍テ質疑ハ終局致シマシタ。討論ニ入リマス。――風見章君

○風見章君 諸君、只今上程サレテ居ル思想對策ノ決議案ニ關シマシテハ、文句ダケニ付テ見マスレバ、洵ニ結構ナ抽象的ナル言葉ノ羅列デアリマス、例ヘバ飯ハ食フベシ、學問ハ勉強スベシ、政黨ハ健全ナルベシ、斯様ナ言葉ト同ジ意味ニ於テ、此言葉其モノニハ反對スベキ理由ハ勿論ナイノデアリマス、併ナガラ私共ハ此思想問題ニ關シマシテハ、他ノ問題ニ於テモ同様デナケレバナリマセスケレドモ、自ラヲ重シナケレバナラス、自ラヲ重シズレバ、吾々ノ背後ニハ無數ノ純真ナル國民ガ、思想問題ノ解決ヲ待チ焦レテ居ルト云フ事實ヲ忘レテハナラナイ(拍手)此事實ニ考ヘ及ンダナラバ、議會政治ノ權能ガドウ云フモノデアルカト云フコトニ付キマシテモ、御五ハ深刻慎重ニ考ヘテ見ル必要ガアルコトハ申スマデモナイノデアリマス、斯ウ云フ氣持カラ申シマスレバ、斯ノ如キ問題ヲ院議ニ依ッテ輕率ニ片付クベキモノデハナイ、自己ノ政治家トシテノ第一責任觀ヲ重シズレバ重シズル程、此問題ニ關シマシテハ慎重ナル考慮ヲ拂フコトガ、吾々議員トシテ當然ノ責任ナリト信ズルノデアリマス、然ルニ甚ダ遺憾ナコトニハ、私共ノ同志デアアル鈴木正吾君ガ、ソレモ、此案ニ對スル贊否ノ意嚮ヲ決セントシテ、重大ナル質問ヲ致シタ

野中 徹也君 栗原彦三郎君 所ガ、政府當局モ答辯ヲシナイ、提案モ知ラヌ顔ヲシテ居ル、私共ハ此一事ヲ考ヘル時分ニ、果シテ提案サレタル諸君ハ、此問題ヲ議會ノ議ニ掛ケ、國民ノ要求スルガ如ク、慎重ニ審議セントスル考アリヤ否ヤヲ、第一ニ疑ハザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 仍テ質疑ハ終局致シマシタ。討論ニ入リマス。――風見章君

○風見章君 諸君、只今上程サレテ居ル思想對策ノ決議案ニ關シマシテハ、文句ダケニ付テ見マスレバ、洵ニ結構ナ抽象的ナル言葉ノ羅列デアリマス、例ヘバ飯ハ食フベシ、學問ハ勉強スベシ、政黨ハ健全ナルベシ、斯様ナ言葉ト同ジ意味ニ於テ、此言葉其モノニハ反對スベキ理由ハ勿論ナイノデアリマス、併ナガラ私共ハ此思想問題ニ關シマシテハ、他ノ問題ニ於テモ同様デナケレバナリマセスケレドモ、自ラヲ重シナケレバナラス、自ラヲ重シズレバ、吾々ノ背後ニハ無數ノ純真ナル國民ガ、思想問題ノ解決ヲ待チ焦レテ居ルト云フ事實ヲ忘レテハナラナイ(拍手)此事實ニ考ヘ及ンダナラバ、議會政治ノ權能ガドウ云フモノデアルカト云フコトニ付キマシテモ、御五ハ深刻慎重ニ考ヘテ見ル必要ガアルコトハ申スマデモナイノデアリマス、斯ウ云フ氣持カラ申シマスレバ、斯ノ如キ問題ヲ院議ニ依ッテ輕率ニ片付クベキモノデハナイ、自己ノ政治家トシテノ第一責任觀ヲ重シズレバ重シズル程、此問題ニ關シマシテハ慎重ナル考慮ヲ拂フコトガ、吾々議員トシテ當然ノ責任ナリト信ズルノデアリマス、然ルニ甚ダ遺憾ナコトニハ、私共ノ同志デアアル鈴木正吾君ガ、ソレモ、此案ニ對スル贊否ノ意嚮ヲ決セントシテ、重大ナル質問ヲ致シタ

(議長退席、副議長著席)

私共ハ聯盟脫退ノ事實ハ、只今申上ゲタ如キ見地ニ立チテ考ヘテ、初メテ意義ガアルノダ、聯盟ヲ脫退シテモ、依然トシテ追隨外交ヲヤッテ居ル、ソレデハ無論國ハ立タナイガ、只今申上ゲタ如キ世界ノ平和ノ大義ヲ行フ爲ニ亞細亞ニ歸リ、極東ニ立チテ、自主獨立ノ經綸ヲ行フ、茲ニ初メテ昭和維新ノ大業ハ行ハレルノデアリマスカラ、此

意味ニ於キマシテモ、今日ニ於テノ思想問題ハ一層重大ニ吾々ハ之ヲ考ヘナクチャナラヌ、斯ウ云フ重大ナ時機ニ際會シテ居リマスカラ、日本ハ當然此機會ニ於テ政治、行政、財政、經濟、教育、國防、其他万般ノ國民的竝ニ國家的行動ノ根本タルベキ思想其モノニ於テモ、完全ニ確乎タル自立ノ足場ヲ確保スルト云フコトガ、正ニ喫緊ノ要務デアルト私共ハ信ズルノデアリマス（拍手）私共ハ今日ニ於テ御互ニ此問題ヲ考ヘテ、將來ノ日本ニ於テハ吾々日本國ノ辭書ノ中ニハ、思想ノ動搖デアルトカ、人心ノ不安ナント云フ字ハ無イヤウニ、徹底シタル對策ヲ立テルコトガ當面ノ急務デアール、斯様ニ信ズルノデアリマス、既ニ私共ハ東洋ニ自立シナケレバナラヌ、極東ニ立チテ亞細亞ヲ提ゲ、世界ノ平和ノ大義ヲ行フベキ、自主的立場ヲ作ラナケレバナリマセヌカラ、思想ニ關シマシテモ、此場合最モ深く東洋的ニ吟味スル必要ガアルト思フノデアリマスガ、此處ニハ東洋思想ニ關シマシテハ、造詣ノ深い多數ノ先輩方居ラレルコトデアリマスカラ、私如キガ詳シク説クマデモアリマセヌケレドモ、併ナガラ立論ノ順序デアリマスカラ、少シハ簡單ニ私ノ卑見ヲ申上ゲテ、論ヲ進メタイト思フノデアリマス（拍手）

私共少年ノ頃ニ漢籍ヲ習テ、一番深く印
象付ケラレタモノハ何デア、タカ、曰ク修身
齊家、治國平天下ノ一句デアリマス、平天
下トハ何ゾヤ、高キ道念ニ立チ、高キ責任
感ニ慙ヘルデナケレバ、平天下ハ勿論求メ
ルコトガ出来ナイノハ申スマデモナイノデ
アリマス、同時ニ其高キ道念、其高キ責任
感ヲ、實際ノ政策ノ上ニ展開サセテ行ク、
口ダケデ言フノデハナイ、實際政策ノ上ニ
展開サセテ行クト云フ所ニ、ソコニ具體的
經綸ヲ立テルノデナケレバ、勿論平天下ノ
如キハ望ムコトハ出来ハシナイ、所ガ此
偉大ナル文句ハ、勿論口ダケナラバ猶

モ杓子モ言フテ居ル、安價ナル暴力團モ言ヘバ、實僧モ言フテ居ル、學問ヲ賣フテ生活スル賣學ノ徒モ之ヲ言フテ居レバ、曲學阿世ノ徒モ之ヲ言フテ居ル、好ンデ斯ノ如キ嚴肅ナル言葉ヲ弄ンデ、或ハ自己ノ曲學阿世ナルコトヲ取隠サウトスル卑劣ナル者モアレバ、自ら爲サバル所ヲ蔽ハントシテ、徒ニ美麗句ヲ提ゲ來ツテ、屢思想云々ナント言フ者ガ多イノデアリマスルケレドモ、左様ナ戯ケタル態度ヲ以テシマシテハ、所謂平天下ノ如キ勿論望ムコトハ出來ナイノデアリマス、私共今日ノ急務ハ、知レバ必ズ行フ、言ヘバ必ズ行フテ見セル、口先ダケ言フノデナイ、高キ責任感ガアルヲ致シマシテモ、徒ニ觀念ノ遊戲ニ耽ツテ、濫リ

ニ説テ立テ瀝リニ口舌ヲ弄フ者ハ、所謂
群居スル口舌ノ徒ノ如キ者ニ過ギナイデハ
ナイカ、口舌ノ徒ガ斯ノ如キ重大ナ思想問
題ヲ云々スルガ如キコトノ許サレナイコト
ハ、諸君モ知ル通りデアル、而モ現在ノ日
本ヲ私共見マスル時ニ、洵ニ百説紛々、或
ハ街學口舌ノ徒ガ跋扈跳梁シテ、ア、デモ
ナイ、斯ウデモナイト云フ結果、徒ニ思想
界ヲ混亂セシメントスル傾向ガアル事ハ、
恰モ同様ナ狀態デアッタ明末ニ髣髴タルモ
ノガアリハシナイカトスラ、私共ハ思ハザ
ルヲ得ナイノデアリマス、何故サウ言フカ、
當時同様ナ狀態デアリマシタガ、此時ニ一
人ノ偉大ナル政治家ガ生レテ來タ、誰デア
タカ、曰ク王陽明デアッタ、王陽明ハ諸説
紛々、徒ニ街學口舌ノ徒ガ政治ヲ玩弄スル
ヲ憤慨シタ結果、新シク生ンダモノガ即
チ……

「議長、定足數ヲ缺イテ居リマス」ト
呼フ者アリ」

○副議長（植原悦二郎君） 定足數ハアリマ
ス

○風見章君（續） 知行合一ダ、知レバ必ズ
行フノダ……

「議長、議事規則ヲドウスルノダ」ト
呼フ者アリ」

○副議長(植原悦二郎君) 發言中デアリマス、靜肅ニ願ヒマス

○風見章君續）斯ノ如キ考方カラ、陽明ハ其高キ道念、其高キ責任觀ヲ、或ハ一身ノ行ニ示シ、若クハ國家ノ政治ノ中ニ織込シテ、斯クテ彼方思想界ノ明星トナナリ、或ハ思想ノ指導方針ヲ確立シタト云フコトハ、諸君御承知ノ通りデアリマス、ドシナニ吾々ガ偉イコトヲ言ヒマシテモ、ドシナニ美シイ言葉ヲ用ヒマシテモ、之ヲ實現スル具體的方法モ知ラナイ、飯ハ食フベシダ、勉強ハスルベシダ、斯ウ言フテ居リナガラ、ドウシテ飯ヲ食フノカ、ソレヲ知ラナイ、勉強スルノダト云フ、當人勉強シテ居ルカト思フト、豈圖シヤ怠慢ダ、私共ハ斯

ノ如キ事ヲ偽善ト稱スル、若クハ腐ト稱スル、ト稱スル、偽善、腐儒ノ徒ガ思想問題ヲ扱フコトハ、國家ノ爲メ甚ダ憂フベキ點デアリマスカラ、私共ハ特ニ此點ヲ指摘シテ、私共ノ考ヘ方ヲ進メルノデアリマスガ、斯様ナ現代ニ對スル一面ノ見方カラ、ソコデ現内閣若クハ現内閣ヲ支持サル、兩黨ノ諸君、諸君ノ今日マデノ色々ノ行動、若クハ態度ニ關シマシテ、私共ハ甚ダ嫌ラザル點ガアルノ點アリマス（拍手）私共ノ此案ニ反對スル理由ハ、ソレ等ノ點ヲ明ニスルデナケレバ、諸君ニモ、トックリト吞込メマスマイカラ、ソコデ暫ク其點ニ觸レルノデアリマ斯拉、先程提案者ハ、或ハ共產主義思想ヲ論ジ、若クハ所謂右傾團ノ思想ヲ論ジタノデアリマスガ、私共ハ愛國ノ至情ノ昂奮シ、若クハ熱情ガ爆發シテ、國法ニ觸レル如キ行動ニ出ヅルコトハ、無論賛成ハ出來ナイケレドモ、併ナガラ一面ニ於テ、是等ノ不逞ナル行動ヲ演ズル者ガ出デ來ル理由ハ、何處ニ一體アルノカ、又是等ノ行動ニ至ル者ノ氣持ハ、自己一身ノ利害關係デアルカ、サウデヤナクシテ、私ハ寧ロ世ノ爲メ國家ノ爲メ起タントシテ道ヲ誤タト云フコトガ、當然ノ解釋デナケレバナイト思フノ

デアリマス(拍手)此點ヲ考ヘテ行キマスル時、其罪ハ勿論許スコトハ出来ナイ、併ナガラ同ジク同血ノ同胞デハナイカ、同ジク陛下ノ赤子デハナイカ、斯様ニ考ヘテ行キマスレバ、勿論其罪ハ憎ムベシト雖モ、其人ヲ憎ムコトハ、情ニ於テ諸君ト雖モ忍ビナイ所デアラウ、殊ニ況ヤサウ云フ不逞ノ行動ヲスル者ガ方々ニ出テ來タリ、若クハ好マシカラザル思想ノ持主ガ出タト云フコトヲ考ヘルニ付キマシテモ、御互政治ニ責任アル者ハ、自己一身ノ利害ヲ忘レテ、眞ニ命懸ケデ、國家ノ爲ニ盡スコトガ、今日當然ノ責任デアルト考ヘルノデアリマス(拍手)

トヲ考ヘ、諸君ノ爲シテ居ルコトヲ考ヘル
時分ニ、ドウモ私共ハ此問題ヲ諸君ガ扱ハ
ントスル其態度ニハ賛成シマスケレドモ、
併ナガラ其從來ノ行動カラ、果シテ諸君
此問題ヲ國民ノ前ニ言フ資格アリヤ否ヤ
關シテ、疑ヲ抱ケ者ガ世間ニ少クナイト云
フ事實ヲ見マスルカラ、ソコデ私ハ其點ニ
關スル私ノ批判ノ歩ミヲ進メルノデアリマ
スガ、内外ノ情勢ニ關シテ、政友會ノ山崎
達之輔君ガ、第六十二議會ノ本議場ニ於ケ
ル代表質問ニ於テ、現代ハ正ニ人類文明ノ
轉換期デアール、斯ウ言ハレテ居ル、或ハ今
ヤ世界ヲ舉ゲテ空前ノ危局ニ立テ居ルト
言ハレ、我ガ帝國ノ現狀モ同様ダト、斯様
ニ言ハレタガ、成程私共モ山崎君ノ此考方
ニハ同感デアール、同感デアレバアル程、一
屬緊張シタル態度ヲ以テ、政治ニ當ラナケ
レバナラスコトモ申ス迄モナイ、然ルニ政
治ノ實際ノ有様ハドウデアルカ、先ヅ諸君
ノ信ズル現内閣ヲ見テ見ヨ、何處ニ現内閣
ノ眞劍サガアルカ、何處ニ眞面目サガアル
カ、何處ニ一生懸命ノ姿ガ現ハレテ居ルカ、
言フコトダケハ成程一人前デアール、言フコ
トハ一人前ダガ、私共ハ言行一致セザルモ
亦甚シイニ驚カザルヲ得ナイノデアリマス

總理大臣ハ内閣ヲ代表シテ、第六十二議會ニ於テ國民ニ公約シテ居ル、曰ク人心ノ不安ヲ一掃スル、曰ク國民生活ノ安定ヲ圖ル、曰ク失業ノ救済ヲ圖ル、曰ク政界ノ淨化ヲ圖ル、其宿弊ヲ芟除スル、此内容ハ舉國一致ノ内閣ヲ、議會ヲ尊重スル、或ハ教育ヲ改善シ思想ヲ導スル、速ニ必要ナル方策ヲ樹テ、著々之ヲ實行スルコト云フノガ、齋藤總理大臣ノ約束デアリマス、爾來何ヲ致シタナド、果シテ國民ノ生活ヲ安定シタカ、失業ヲ救済サレタカ、政界ハ何處ガ一體淨化シタナド、此間ノ東京市會議員ノ選舉ヲ見ロ、現内閣ノ下ニ行ハレタル東京市會議員選舉ガ、甚ダ淨カラザル事實ヲ舉ゲツ、アルコトハ、諸君御承知ノ通りデアル、或ハ政界ノ宿弊ヲ何處ニ芟除サレタナド、果シテ眞ノ協力ニ依リ舉國一致内閣デアルカ、若クハ議會ガ尊重サレテ居ルカ、居ナイデハナイカ、教育ノ問題、思想ノ問題ノ如キ、今日ニ及ンデ尙ホ與黨ノ註文ガアツデモ、案ガ無イト云フヤウナ有様デ、何處ニ一體責任ヲ盡シタト云フ事實ガアルノデアアルカ(拍手)詰リ齋藤内閣、此内閣ハ政民兩黨ノ諸君ガ支持シテ居ル、此内閣ガ公約ヲ無視シタト云フコトハ、之ヲ支持スル政民兩黨ノ責任デハナイカ(ノイ「ヒヤ」)嘘ヲ吐イテ、約束ヲ果サズ、斯ノ如キ無責任ナル言動ヲヤリナガラ、思想善導トハ果シテ言ヘタ義理デアアルカドウカ、私ハ疑ハザルヲ得ナイ、私ハ此演壇ニ於テモ、尊敬スル齋藤總理大臣、若クハ高橋大藏大臣、山本内務大臣、是等我國ノ老大先輩ニ對シテ、屢其ヤリロニ關スル攻撃ノ矢ヲ向ケタノデアリマス、ケレドモ個人トシテハ情ニ忍ビナイ、併ナガラ公ノ事トシテハ、私共ノ責任デアリマスカラヤツタノデアリマスルガ、一體齋藤總理大臣ガアノ老齡ヲ提ゲテ起タレタ——諸君ハ總理大臣ガ此演壇ニ歩イテ來ル姿ヲ見マシテモ、誠ニ御苦勞様タルニ同感デアラウト

思フ(「ヒヤ」)諸君ニシテ一片國ヲ愛スルノ情、一層熱烈ナル先輩ヲ尊敬スルノ心アラバ、此内閣ニ總裁ヲ入閣セシメズシテ僅ニ二三ノ者ヲ入閣セシメ、自ラ舉國一致ト言ヒ、自ラ協力内閣ト言ヒ、時代ノ非常時ヲ認メナガラ、半バ與黨アルガ如ク、半バ與黨デナイ如ク、此老提督、國難ニ赴カント起テ居ル老提督ノ足ヲ引張り、若クハ指ヲ引張り、其行動ヲ阻礙スルガ如キハ、一體諸君ハ人情ノ當然ト思ハレマスカ(拍手)凡ソ人情忍ビ得ザル所ヲ敢テ爲スハ、公ノ場合デアリマスガ、諸君ハ公ニモ齋藤サンヲ助ケテ、其足ヲザル所ヲ補フノガ當然ノ責任ナンデアル、然ルニヤル事ハ何ダ、半バ與黨ノ如ク、半バ野黨ノ如ク、此老提督ヲシテ(提督デヤナイ、總理大臣「ト」呼フ者アリ)何事モ爲シ得ズシテ終ラシメル責任ハ、一體誰カ負擔スルンダ、齋藤サンハ海軍大將ダ、海軍大將ガ財政經濟ノ事ヲ知ラナクテモ宜シ、此人ガ總理大臣ニナラバ、大臣若クハ與黨タル諸君ハ、各、案ヲ具シテ、國家ノ爲ニ斯ウ云フ事ヲヤツテ貰ヒタイト云テ、言テ行クノガ一體責任デハナイデスカ、其責任スラモ果サズシテ、却テ將ニ總理大臣ガ、與黨ノ態度甚ダ與黨ヲシクナイ爲ニ、疲勞困憊爲ス所ヲ知ラズ、國策モ確立出來ナケレバ、思想對策ノ如キ重大問題モ、約束ハシタガ實行ハ出來ナイ、政界ノ淨化ノ約束モ果シ得ナイ、失業ノ救済ノ約束モ果シ得ナイ、斯ウ云フヤウニ約束ニ背カシタト云フコトニ關シマシテハ、私ノ言ハントスル所ハ、詰リ諸君ニモ其一半ノ責任ハアルゾ(拍手)是ナンド、サウ云フ約束ヲ反古ニスルガ如キ無責任ナル行動ヲ自ラ演ジテ居リナガラ、思想善導ナド、ハ一體言ハレタ義理カ、義理デナイカ(拍手)「何ヲ言テ居ルカ」分ラヌ(「其他發言スル者多シ」)或ハ私ガ此席ニ立テ斯ウ申シマスレバ、政黨ノ關係ガアリマスカラ、癩ニ觸レ、或ハ氣持モ悪カ

ラウケレドモ、例ヘバ政友會ノ中ニハ、自由黨ノ老先輩モ居ラレル、當年ノ事ヲ考ヘ、胸ニ手ヲ當テ、少シク考ヘタナラバ、成程思想對策問題ノ如キハ出スンデヤナカッタ、出スニハマダ準備ガアツタンダ、此位マデハ私ハ考ヘラウト思フ(拍手)民政黨モ同様ナンダ、諸君ノ總裁ハ何ト云テ居ル、善イ事ハ善イ、惡イ事ハ惡イト言テ居ルデヤナイカ(笑聲)公約ヲ無視スル所ノ間違ヲ行動ヲシテ居リナガラ、其惡イ事ヲシテ居テ思想對策決議案、一體私共ハ其不眞面目ナル態度ニ甚ダ嫌ラナイ(拍手)高橋大藏大臣ハ明確ニ斯ウ言テ居ル、一體一般ノ人ノ思想ガ荒ンデ來タト云フコトハ生活難カラダ、齋藤總理大臣モ、鳩山文部大臣モ、現在ノ思想問題ノ其昌ハ社會制度ノ缺陷ダ、斯ウ言ハレテ居ル、生活難ガ社會制度ノ缺陷カラ來ルコトハ申ス迄モナイ、其生活難ヲ最モ深刻ニ現象化シタモノハ即チ失業問題デアリ、就職難デアル、然ルニ此失業問題若クハ就職問題ニ關シテ、ドンナ一體對策ヲ此内閣ハヤツタナド、私ガ豫算總會ニ於テ、山本内務大臣ニ農村ノ失業問題ニ關シテ質問ヲ致シマシタ所ガ、知ラナケレバナラナイ失業問題ニ關シテ、調査モシテ居ラヌト云フ、知テ居ラナイト云フ、サウ云フ狀態デアリマスルカラ、失業者ハ諸君御承知ノ如ク殖エル一方デハナイカ、就職難ハ擴大サレル一方デハナイカ、何處ニモ解決ノ跡ガナイデハナイカ、果シテ然ラバ斯ウ云フ狀態デ居リマスル以上、思想ノ荒ンデ行クノハ當然ダト云フコトニナル、思想ノ荒ムコトヲ當然ナル狀態ノ下ニ世ノ中ヲ置イテ、ソレニ對スル對策ハ何等講ジナイ所ノ現内閣ノ與黨タル諸君ガ、今頃思想對策ト云テ一體何ダ(拍手)諸君ト雖モ思フ、茲ニ致スナラバ、恐ラク内心愧ヂザルヲ得ナイ點ガ私ハアルダラウト思フ(拍手)農家負擔ノ輕減問題ハドウダ、政友會ハ東君、民政黨ハ高田松平君等ニ依テ、農家負擔

輕減ニ關スル建議案ヲ出シテ居ルデハナイカ、ソレ程農家負擔ノ輕減ヲ必要トスルコトヲ認メテ居リナガラ、國民同盟ガ提出シタル地租二箇年間全免案ニ關シマシテハ、諸君ハ如何ナル態度ヲ執テ來タノデアアルカ、握潰スト云フノデハナイカ、ロニハ負擔輕減ノ必要ヲ言ヒ、行ニハ負擔輕減ノ政策ヲ擯リ去ラントスルノガ、ドウシテ矛盾ナインデアアルカ、之ヲ以テシテモ言行一致ト言ヒ得ルカ、私共ハ此一事ヲ考ヘ來リマシテモ、政友、民政ノ諸君ノ爲ス所及言フ所ハ、甚シク矛盾著アルト思フ、殊ニ純眞ナル農民ヲ、建議案ニ依テ負擔輕減ヲヤツテヤルト稱シナガラ、實際出來タ案ニ對シテハ、之ヲ阻止シテ成立サセナカッタ、言ヲ巧ニシテ天下ノ農民ヲ欺カントスルノデハナイカ、而モ況ヤ農民ハ一層純朴ナノデアアル、默々トシテ野ニ働キ、御五ガ食ハナケレバナラヌアノ米ヲ作り、イザト言ヘバ滿洲ニモ子ヲ送テ國家ヲ護テ居ル、此純眞ナル農民ヲスラスノ如クニ瞞著セントスル諸君ノ態度ニ關シマシテハ、私共ハドウシテモ贊成ガ出來ナイ、思想對策ヲ論ズルノ暇アラバ、吾々ノ提案シタル地租二箇年間全免案ノ如キヲ速ニ可決スルノガ當然ノ義理合デハナイカ(拍手)或ハ綱紀問題ニ關シテハドウダ、此席ニハ政友會ノ鈴木總裁モ居ラレル、鈴木總裁ハ去ル一月ノ政友會大會ニ於テ、何ト天下ニ示サレテ居ルカ、政黨ノ生命ハ、其根本トスル所ハ、綱紀ヲ肅正シテ國民ニ範ヲ示スノデアアル、全ク其通り(其通り)ト呼フ者アリ)ソレハ其通りデアアル、其通りナルガ故ニ問題ガ大キナラザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)現在ノ綱紀シタル經濟機構ノ中ニアリマシテハ、恐レベキ濁ラタ流レガアル、殊ニ外國ニ於テ此實例ハ甚シ、其獨流ノ中ニ政黨政治家ガ一度足ヲ踏込シマヘバ、口ニハ天下國家ヲ言ヒナガ

ラ、爲ス所ハ財閥ノ走狗ニシカ過ギナイト云フコトガ外國ノ實例デアル(拍手)私共ハ明糖問題ノ如キハ、ソノナニ大キイ問題トハ思フデ居ナイ、燭照セル現在ノ經濟機構ト、政治關係ヲ思フ時分ニ、ソコノ獨流ノ中ニ何ガアルカヲ考ヘル時ニ、明糖問題ノ如キハ指先ノ腫物位デアル、而モ此指先ノ腫物位ナモノスラモ手ガ著ケラレナイトハ、何タル無力サデアルカ、是デモ諸君ハ國民ニ向テ大ビラニ思想指導ナド、云フ一體氣持ニナリ得ルノカ、私ハ一國民同盟員トシテ言フノデハナイ、議會ノ權威ノ爲ニ、御互議員ノ名譽ノ爲ニサウ思ハザルヲ得ナイ(拍手)總理大臣ハ此處ニ居ラレマスルガ、假ニ戰爭ガアツタ、日本ノ兵隊サンガ出デ行ツタ場合、ソレガ帝國軍隊ノ運命ニ關スルト云フ場合ニ於テ、漏シタ者、若クハ漏ス程ニ軍機ヲ弛緩セタ者ハ、如何ナル責任ヲ國民ニ對シテ取ラナケレバナラヌノカ、私ガ申ス迄モナク、常識ニ於テモ許スペカラザル過チダト云フコトニナル、此間ノ秘密文書漏洩問題、既ニ綱紀ノ弛緩シテシマッタ現内閣、其處カラ斯ウ云フ問題ノ出ルコトハ怪ムニ足ラナイトハ言ヒナガラ、アノ秘密文書ガ——アノ重大ナ秘密文書ガ、若モ過テ日本ニ對スル經濟的壓迫ノ理由ニデモナッタシタラドウナルカ、是ガ爲ニ多數ノ國民ハ飢エナケレバナラヌ、苦シマナケレバナラヌ、一層ノ生活難ヲ感ジナケレバナラヌ、此位ナ重大性ヲ有テ居ルコトハ申ス迄モナイ、斯ノ如ク考ヘ來ル時ニ、アノ秘密文書問題ニ關シ、出シタ者モ分ラナイ、捕マヘルコトモ出来ナイ、天賞堂ノ金塊ノ泥棒ト同様デアル、アレガ捕マラナカタナラバ、内務大臣ハ警視總監ノ責任問題ニスルノデハナイカ、國民ハ治安ナシト云フデハナイカ、此秘密文書ガ無クナツタト云フコトニ對シ、内閣ハ恬トシテ恥ヅル所ナク、而モ之ヲ支持スル政友會ノ鈴木總裁ガ、

政黨ノ生命ハ綱紀ノ肅正ニ在リトマデ言ウテ居リナガラ、之ヲ問題視シ得ナイノハ、一體ドウ云フ譯デアルカ、私ガ尊敬スル鈴木總裁モ此席ニ居ラレルノデアリマスガ、アタガ一月二十日ノ政友會大會ニ於テ此言葉ヲ吐カレタコトハ、勿論心カラヤッタシダラウト思フ、政黨ノ總裁ガ其心ヲ吐イテ、國民ノ綱紀肅正問題ヲ、アノ位マデニ高調シテ置イテ、ソレカラ未ダ二箇月二三日シカ經タナイノニ、綱紀問題ニ關シウントモセントモ言ヘナイト云フノハ、三百名ノ代議士ハ一體何處ニドウシテ居ルノカ、アタガ方ニ生命ガアレバ、默テ居ラレル義理デヤナイ管デアル(拍手)而モアタガ方ハ三百名ノ中カラ鳩山文部大臣、南瀝相等、有力ナル黨員ヲ閣僚ノ中ニ出シテ置イテ、準與黨デアリナガラ、此問題ニチツモ手ヲ觸レ得ナイヤウナ無責任サヲ以テシテ、思想問題ヲ言フテ、諸君ハ恥カシクナイト思フノカ、此問題ハ冗談ノ問題デハナイ、國民ノ眞剣ノ問題デアル、命懸ニ解決シナケレバナラヌ問題ニ向テ、サウシタ戲ケタ態度デ相濟ムト思フノカ、思ハナイノカ、私ハ諸君ノ心ノ中ニ、私ガ斯ウ指摘スル迄モナク、相濟マナイト思フデ居ルダラウト思フ、ソレガ又當然デアル、總理大臣ハ議會ヲ尊重スル、斯ウ公約シテ居、タノデアリマスルガ、果シテ議會ハ尊重サレテ居ルカ、是ハ國民同盟ノ議會デハナイ、政友會モ民政黨モ同様ニ關係ガアルノダカラ、更ニ慎重ニ考ヘテ見ナケレバナラヌ問題デアリマスルガ、今度ノ議會ニ於テ、果シテ議會ハ尊重サレテ居、タカ、尊重サレテ居ラナカタデセウ、私ハ此間モ此演壇カラ其事ヲ注意シタノデアリマスガ、會期切迫ノ際ニ重要法案ヲ澤山出シテ、而モ審議ヲシテ十分ナラシメナイコトハ間違デハナイカ、ソレデハ議會尊重ニナラナイ、議會ノ審議權ヲ輕視スル、又議會ヲ輕視スルコトニナリマスゾ、議會ヲ輕視スルコトハ、選舉民ヲ輕視スルコト

ダ、大變ナコトニナリマスゾ、斯ウ云フコトヲ注意シタノデアリマスガ、事實ハ諸君ノ知ル通り、チツモ議會ハ尊重サレテ居リヤシナイ、現内閣ニ依テ尊重サレテ居ラナイノミナラズ、而モ政友、民政ノ諸君ハ、此點ニ對シテドレダケノ注意ヲ政府ニシタカ、政府ニ注意シナイバカリカ、前日來ノ此議會ニ於ケル兩黨ノ行動ヲ批判致シマスレバ、野黨ノ言論ヲ封ジウツト、斯ウ言フ、野黨批判ノ機會ヲ奪デシマハウト、斯ウ言フ、與黨タケデ議會ヲヤラウト云フナラバ、諸問題關デアル、議會ガ諸問題關ダト云フコトハ「フア、ジョ」デヤナイカ、民政黨ノ如キハ聲明書ニ於テ、何デモ「フア、ジョ」反對ヲ叫ンデ居ル「フア、ジョ」反對ハ同感デアルガ、自分ハ「フア、ジョ」ニ反對シナガラ、議會ヲ諸問題關タラシメントスルコトニ對シテ、一言半句モ文句ヲ言ハレナイト云フコトハ、口ニ「フア、ジョ」反對ヲ言ヒナガラ、行動ニ於テ「フア、ジョ」ニ屈服アリマス(拍手)私共ハ今議會ニ於テモ、各派交渉會ニ出席サレタル諸君ハ御承知ノ答デアルガ、ズツ前カラ明糖問題ニ關スル決議案、國務院創設ニ關スル決議案、之ヲ原内閣時代、原サンガマダ政友會ニ於テ大ニ力ヲ有テ居、タ時代、當時中野正剛君ガ孤立無援、唯一人ダガ反對ノ意見ヲ陳述シヨウトスレバ、外ノ人間ハ止メタクテモ、政友會ノ幹部諸君ハ、ソレハ宜シクナイ、一人ト雖モ、政府不信任ノ意味ヲ持ツ議案ハ先キニ上程シテ、其言論ヲ聴クベキダ、斯ウ云フ幹部ヲ持、タ政友會ノ歴史ヲ、諸君ハ御承知デアリマセウ、斯ウ云フ歴史ヲ考ヘ、政友會ガ天下ノ公黨タル面目ニ鑑ルナラバ、誰ガ默テ居、テモ、此二ツノ決議案ハ、今日眞先キニ上程シテ、審議スベキガ當然デヤナイカ(拍手)然ルニソレヲ封ジチャツタ、之ヲ先キニヤツテ

居、タ議會ノ先例ヲ破ツタ、政友會ノ名譽アル傳統ヲ蹂躪デサウ云フコトヲヤツタ、ヤツテ、而モ爲ス所ハ、吾々ノ兩決議案ノ上程ヲ出来ルダケサセマイトスルノデアリマスカラ、議會ヲ一個ノ諸問題關タラシメントスルモノデハナイカ、議會ヲ諸問題關タラシメル所ニ「フア、ジョ」ノ「フア、ジョ」タル本性ガアル

然ラバ兩政黨ノ諸君ハ、議會尊重ト言ヒ、民意尊重ト言ヒ、選舉權尊重ト言ヒナガラ、ヤツデ居ルコトハ、議會ヲ尊重セザルコトバカリヤツデ居ルデヤナイカ、與黨ガ此位デアルカラ、現内閣ガ議會ヲ尊重セザルモ亦偶然デハナカラウト思フ、併ナガラソレデハ諸君ノ支持スル現内閣ハ、議會尊重ノ約束ヲ破、テ居リマスゾ、約束ヲ破ルヤウナ連中ガ、人ニ向テ思想ノ指導デアルトカ、善イ思想ヲ持テナント云フコトヲ一體言ヘタ義理デアリマス(拍手)云フコトヲ私ハ言ヒタイノデアル、先程私ハ兩黨ノ諸君ニシテ、眞ニ協力ノ實ヲ舉ゲントスル氣持ガアリ、内外舉國一致ヲ主張スル——滿洲ニハ政友會員ノ子モ、民政黨員ノ子弟モ、共ニ手ヲ連ネテ閣下デ居ルデハナイカ、此一事ヲ考ヘタケデモ、本當ニ舉國一致ショウト云フノダカラ、ソレハ宜カラウト思フ、私共ハ最初ニ認シタ、然ルニ口ニハ舉國一致ヲ言ヒナガラ、ヤツデ居ル事ハ一體何デア、私ハ此齟齬總理大臣ガ、前般來ノ議會ノ空氣ヲ見ル時ニ、滿洲ニ出征シ、政友會員ノ子弟モ、民政黨員ノ子弟モ、共ニ手ヲ連ネテ國家ノ爲ニ闘、テ居ルコトヲ考ヘタナラバ、困、タモノダナアト云フ感ジハ屹度アルダラウト思フ、若シ總理大臣ニ其氣持ガナカタナラバ、私共ハ總理大臣ノ心事ヲ疑ハザルヲ得ナイ、是ハ疑フノガ當然デアル、然ルニヤツデ居ル事ハドウナンダ、前刻モ言ウタ如ク、血アリ、涙アリ、一滴デモ人情ガアルナラバ、一ツ思切、テ此總理大臣ヲ助ケテヤツテ見ヨウ、舉國一致ダ、斯ウ

掛ルノカト思フ所ガ、與黨カト言ヘバ、與黨デハナイト言フ、野黨カト言ヘバ、野黨デハナイト言フ、本當ニ一體諸君ガ舉國一致ヲ考ヘタナラバ、何故兩黨ノ總裁ヲ入閣セシメナイノダ、人ヲ助ケルナラ指一本デ助ケズニ、全力ヲ擧ゲテ抑シトラ宜イデヤナイカ、全力ヲ擧ゲテ抑シトラ爲サズ、助ケザルニアラズ、出身階級ヲ引拔クデモナケレバ、總裁ヲ出スノデモナイ、先程此提案者ハ、思想問題ニ關シテ名句ヲ吐カレタ、曰ク青年ハ思想ノ半製品ダ、斯ウ言フテ居ル、此與黨ハ半製品デセウ、半分シカ與黨デヤナイノダカラ、半製品デ本物デヤナイ、斯ウ云フヤウナ態度デ居ラレルコトヲ以テシテハ、諸君ハ滿洲ニ出征サレル軍人ノコトヲ考ヘタ、ケデモ、相濟マナイト思フデセウ、思ハナカッタラドウカシテ居ル、ソレヲ思フナラバ、大ニ現内閣ヲ助クベキデアルニ拘ラズ、チットモ助ケナイ、助ケルノハ都合ノ好イ時ダケデアル、斯ウ云フコトヲヤテ居リマスレバ、國民ノ間ニヲカシナ與黨連中ダ、與黨ニシテ與黨ニ非ズ、共ニ與黨ニシテ政府ヲ本當ニ助ケナイノダ、而モ此老首相ヲシテ、ソレガ爲ニ政府ニ、此過チアラシムルト云フ事實ヲ思フ時分ニ、ハ、ア然ラバ與黨諸君ハ、政權ノ爲ニ此内閣ニブラ下テ居ルノデハナイカ、斯ウ云フ印象ヲ有ツ者ガ國民ノ間ニ少クナイコトヲ私ハ指摘セザルヲ得ナイ、私ガ言フンデヤナイ、世間ニサウ云フ印象ヲ有テ居ル者ガ少クナイ、即チ政民兩黨ノ諸君ハ、ロニハ思想問題ヲ言ヒ、或ハ綱紀ノ肅正ヲ言ヒ、若クハ政界ノ淨化ヲ言フガ、其爲ス所ハ主義ヲ捨テ、方針ヲ捨テ、傳統ノ歴史ヲモ捨テ、政權ニ戀々タルモノニ外ナラナイノダ、政權ヲ獲得シタナラバ、何デモヤラウト云フノガ、政民兩黨デハナイカト云フ印象ヲ與ヘツ、アル、此事實ヲ私ハ指摘スル譯デアル

更ニ私ハ、此問題ニ觸レマスレバ説カザルヲ得ナイノデアリマスルガ、昨年ノ五月十五日事件ガアッタ直後ニ於テ、ソレ迄ハ確ニ政友會モ民政黨モ協力ニハ反對シテ居、タデヤナイカ、反對デアッタデハナイカ、アノ事件ガアリマシタ所ガ、忽チ一緒ニナ、タ、此事ニ對シテ私共ハ興味アル幾多ノ批判ヲ世間デ聞クノデアリマス、川柳ニスラ「法義驅込ム阿彌陀堂」ト云フノガアル、タ立デ吟聲シテ、慌テ、一緒ニナ、タ姿ナノデアアル、五月十五日以前マデハ協力ニ反對シテ居ラレタ政民兩黨ノ諸君、特ニ民政黨ノ如キハ、隨分反對シテ居ラレタ、ソレガ五月十五日以後ニ、一言半句モ國民ニ相談セズニ、忽チ一緒ニナ、タシマ、サウシテ協同内閣、舉國一致ハ初メカラ自分達ガ贊成シテ居、タヤウナ顔ヲシテ居ラレル、ソレガ私共ノ疑ヲ抱カザルヲ得ナイ所デアアル（拍手）五月十五日マデハ協力ノ必要ガナイト思、テ居、タ所ガ、アノ事件デ協力シタ、斯ウ云フコトニナリマスレバ、而モ協力ガ必要デアッタト云フコトヲ認メタノダカラ、五月十五日マデノ考ガ間違テ居、タト云フコトニナル、間違タ考ヲ有テ居、テ、天下ノ公黨タル責任ヲ果セマスカ（拍手）ソレマデハ氣ガ付カナカッタノガ、初メテ舉國一致ノ必要ヲ感ジタカラ、舉國一致ヲ致シマシタト云フノナラバ、責任アル政黨ナラバ國民ニ向テ、五月十五日以前ハ、世ノ中ヲ見ル眼ガ眩シデ居、タ結果、舉國一致ニ反對シテ居リマシタガ、今ハ悟リマシタト云フコトヲ、改メテ約束シ直スコトガ、當然ノ責任デナケレバナラヌト私ハ思フ（拍手）斯ノ如キコトデ協力内閣ハ出来上、タ、先程モ鈴木君ガ指摘シタノデアリマスガ、諸君コデ問題ハ斯ウナッテ來ル、政友會ハ積極政策、民政黨ハ消極政策デ、互ニ兩立シナイトマデ、鎬削テ爭、テ來タ二大政黨ガ一緒ニナ、タ、一體政友會ガ自分ノ主義ヲ捨テタカラ一緒ニ

ナッタノカ、民政黨ガ自分ノ政策ヲ捨テタカラ一緒ニナ、タノカ、ソレトモ何カ政友民政ノ「コクテル」ヲ作、タノカ、若シ政友會ガ政策ヲ捨テ、民政黨ノ政策ニ合流シタト云フノナラバ、諸君ハ國民ノ前ニ約束ヲシ變ヘルコトニ付テ、正シ直ス責任ガアル、民政黨ガ政友會ニ合流シテ、過去ノ政策ハ一切捨テマシタ、清算シタト云フナラバ、民政黨ハ國民ニ向テ、其政策ノ轉換ニ關スル意見ヲ徵スルコトガ當然ノ責任デアアル、政權ニ有付カナクチャ大變ダカラ、變節改論ヲシタデハ相濟マナイデセウ、然ルニ諸君ハ……（眞面目ニヤレ）議會ヲ茶番化スナト呼フ者アリ）ソレヲヤラナイ、默、テ協力シテシマ、タ、協力ニ反對シテ居、タ田舎ノ政友會員民政黨員ノ如キハ、私モ知、テ居リマスルガ、アノ時噫然タル有様デアッタ、マサカ斯ウハナルマイト思、テ、政黨政治ヲ信用シテ居、タ所ガ、何時ノ間ニカ協力シテシマ、タ、斯ウ云フヤウナコトヲヤテ居ルコトハ、煎ジ詰メテ言ヘバ信念ガナイト云フコトナノデアアル、信念ガアレバクバツテモ出来ルコトデハナイ（拍手）政權ダケヲ目眩ケテ、信念ハ唯笠ニ被ルダケデ、政權爭奪ノ遊戲ニ耽、テ居ルト云フ印象ヲ、國民ノ間ニ與ヘテ居ルノモ、私ハ蓋シ怪シムニ足ラナイト思フノデアリマス（拍手）茲ニ閣捨ニナラナイノハ、民政黨ノ出シテ居ル内務大臣デアアル山本内務大臣ハ、此間ノ委員會ニ於テ……（内務大臣ハ居ナイ）ト呼フ者アリ）此内閣ハホンノ暫定内閣ダト、斯ウ言フ「其通り」ト呼フ者アリ）抑、此組閣當時ニ於テハ非常時ナンド、憲政常道、暫ク之ヲ葬ルモ已ムヲ得ナイ、匪躬ノ節ヲ致スノダ、此位ノ強イ言葉ヲ以テ此内閣ヲ組織スルニ當リ、天下ニ聲明シタ、ホンノ暫定内閣ヲ作ルノニ、匪躬ノ節モアリヤシナイ、總理大臣ノ匪躬ノ節ガ本當ナラバ、此内閣ハ斃レテ後已ム、斯ウ云フ内閣デナケレバナラナイ（ヒヤ／＼）然

ルニ山本内務大臣ニ言ハセレバ暫定内閣ダ、間ニ合セ内閣ダ、而モ其間ニ合セ内閣ノ人達ハ、此將ニ内外非常ニシテ、依然トシテ非常時ハ解消シハシナイト云フコトヲ天下ニ公言シテ居ル、此非常時ニ際會シテ、非常時ヲ認識シテ居、テ、私共ガ内閣ヲ作、タノハ一寸ノ間、暫定ノ内閣ニ過ギナイノダ、斯様ナ不謹慎ナ言葉ヲ弄スルコトハ、如何ナル結果ヲ民心ニ與ヘルカ、山本内務大臣ニ言ハスルト、更ニ自分達ハ與黨ヲ有テ居ナイ、言葉其儘ヲ言ヘバ、私共ハ衆議院ニハ多數ヲ有テ居ナイ——何ダカ國民同盟ヲ有テ居ルヤウダガ、國民同盟ハ斷ジテ反對デアアルカラ御免ヲ蒙リマス（笑聲「漫談ハ淺草デヤレ」ト呼フ者アリ）非常時内閣ダト云フノニ、暫定内閣ナド、輕率不謹慎ナル言葉ヲ使用シナガラ、與黨ヲ有タナイト云フコトヲ言フト、何ノ影響ヲ人心ニ與ヘルカ、是デハ日本ノ政治ノ中心ガ何處ニ在ルカ、是ガ國民ノ疑惑デアアル、議會ハ尊重サレナイ、此處ニモ政治ノ中心ガナイ、總理大臣ハ一生懸命ヤルト言フガ、閣僚ハ暫定内閣ダト言フ、斯ウ云フヤウナ狀態デハ、政治ノ中心ハ一體何處ニ在ルノダ、此疑惑ヲ國民ニ抱カシムルコトニ、所謂思想惡化ノ一ツノ原因ガ潜シデ居ルコトハ中スマデモナイ、然ルニ政友會、民政黨ノ諸君ハ、其人心混亂、惑亂ノ原因タル、政治ノ中心ナシト云フ内閣ニ對シテ、尙ホ閣僚ヲ送、テ、之ヲ支持シテ居リナガラ、思想對策トハ一體ドウシタノダ（拍手）ドウシテモ私共ニハ其意味ガ解セナイ

只今申上ゲタケノ事實カラ申シマシテ、私共ハ此思想對策問題ヲ考ヘルニ付テ、定メテ諸君ノ中ニモ、心ノ中デハ困、タモノダ、斯ノ如キ重大ナ問題ガ政爭ノ具ニ供セラレ、若クハ政治的無能無策ノテ隱シノ爲ニ利用サレテハ大變ダ、斯ウ思、テ居ル者モ諸君ノ中ニハ少クナイト私ハ思フノダガ、少クナイニ拘

ラズ、何故出テ來ルノダ、曰ク成程氣持ハサウダ、大廳中齋デハナイガ、滿洲ニ出征シタル軍人ノコトヲ考ヘ、農村ノ生活難ノコトヲ考ヘタリケデモ、大廳中齋ハ飢エタル子ノ泣聲ヲ聞イテ、アレハ子供ノ泣聲デハナイ、俺ノ心ノ惱ミダト、斯ウ言ウタト云フノダガ、諸君ガ是ダケノ誠意ト是ダケノ熱意ト有テ居リマシタナラバ、私ハ黨利黨略ノ爲ニ此問題ヲ利用シ、爲シ得ザル現内閣ニ向テ之ヲ要求スルガ如キ子供騙シノ策ヲ以テ、所謂御土産案製造ニ過ギナイヤウナコトヲスルコトハ、天下ノ公黨ノ恥辱ダ(拍手)此位ハ考ヘルダラウト思フ、殊ニ政友會諸君ノ如キハ三百名ノ多數ヲ有テ居ル、現内閣ニ對シテ殺活ノ權ヲ握テ居ルデハナイカ、殺活ノ權ヲ握テ居ルノナラバ、民政黨ノ出シタモノニ一寸バカリ後ヘ踵イテ提案者ニナツテ、斯ウ云フコトヲ言ハストモ、現内閣ヲシテ實際ニ行ハセタラドウナダ、行ハスルコトモサセズニ、決議案位付ケヨウト云フノハ、思想對策ヲ生殺シニシテ、此問題ヲ政爭ノ具ニ供スルト言ハレマシテモ、一言半句辯解ノ言葉ハアリマスマイ(拍手)先程鈴木君ハサウ云フヤウナ爲體デハ、酒ヲ飲ミナガラ禁酒論ヲヤルヤウナ可笑ナ話デハナイカ、斯ウ言ウタガ、公約ハ無視シ、議會政治尊重ノ約束モ反古ニシ、失業問題モ解決セズ、就職問題モ解決セズ、綱紀ノ肅正モ行ハズ、而シテ尙且ツ茲ニ思想對策ヲ重大ナ問題ノ如ク言ヒ、此問題ヲ扱テ何トカシナクチャナラヌト云フヤウナコトハ、私共カラ申シマスレバ、昨日ノ教育ノ建議案ニ於テ、安藤正純君ハ教育ノ實際化ト言ハレタガ、私共ハ斯ノ如キ態度ハ、政府ヲ實際化スルノデヤナクテ、口舌化スルモノデアル(拍手)口先キダケノ政治ヲセヨト云フ結果ニナルカラ、是デヤ却テ思想惡化ノ原因ヲ作ルダケデハナイカ(拍手)而モ此爲スナキ内閣、老廢ニ加フルニ疲勞困憊、此内閣ニ

向テ斯ノ如キ重大ナル問題ニ關シ立案ヲ要求シ、實現ヲ求ムルト云フコトハ、誰ガ考ヘテモ朽竹ニ芽ヲ出セト要求スルヤウナモノデアル、ドウシテ正氣ノ沙汰ダ、正氣ノ沙汰トハ私共ハ考ヘラレナイ(拍手)正氣ノ沙汰ダト言フナラバ、思想對策ニ關スル無責任、怠慢ノ責任ヲ分擔スル兩黨ノ諸君ハ、此案ヲ政爭ノ具ニ弄ンダ、斯ウ云フ非難ニ價スルデハナイカ、昨日ノ議會ニ私共ハモット勉強シヨウデヤナイカ、モウ少シ勉強シテ議案ヲ片付ケヨウデヤナイカ、斯ウ云フ動議ヲ出サウトシタ所ガ、遂ニ此動議ヲ葬シマシタノハ誰ナダ、私共ハ對滿政策ノ確立ト云ヒ、亞細亞政策ノ問題ト云ヒ、或ハ幾多重要ナル問題ニ關シテ、爲セネバナラスコトガ澤山アル筈ダ、而モ議會ハ明日迄デハナイカ、昨日アタリハ……

〔其貴重ナ時間ヲドウシテ延バス〕妨害デヤナイカ〔妨害トハ何ダ〕ト呼ビ其他發言スル者多シ

○副議長(植原悦二郎君) 靜肅ニ願ヒマス——靜肅ニ願ヒマス

○風見章君(續) 既ニ會期ガ切迫シタ場合デアリマスカラ、徹夜シテモ勉強スルノガ當然ダ(拍手)斯ウ云フ氣持デ動議ヲ提出致シマシタ所ガ、勉強シマイト云フノデ動議ヲ取テシマシタ、國民ハ此議會カラ如何ナルモノガ生レテ來ルンダト云テ、一生懸命待テ居ル時ニ、議會デハ時間ガ來タカラ止メテシマハウ、コンナニ體ダラケタ態度デドウスルンダ(拍手)滿洲ニ戰フ兵隊サンヲ考ヘタリケデモ、寢スニデモヤラウト云フノガ當然デヤナイカ、我黨ノ出シタアノ動議ヲ否決シタ所ニモ、甚シク議事ノ怠慢ヲ認メザルヲ得ナイ、サウ云フ仕事ニ不熱心デ、人ニ向テ思想ナシテ一體言ヘタ義理カ(拍手)思想問題ヲ言ハントスルナラバ先ヅ己ノ態度ヲ正シウシテ來イ、己ノ心ヲ正シウシテ出テ來ルガ宜イデヤナイカ、怠慢デ綱紀モ肅正セズ、與黨ノ責任モ果サズ、

徒ニ政權ヲ玩弄シテ、政爭ノ遊戲ニ耽ルガ如キ態度ヲ以テ思想問題ヲ論ズルノハ間違デヤナイカ(拍手)而モ今日マデヤッテ來タ政民兩黨諸君ノ行動カラ考ヘテ見マスルト、國民ヲシテサウ云フ疑惑ヲ懷カシムル多クノ行動ヲヤッテ來テ居ルデハナイカ

今ヤ内ハ經濟機構ノ矛盾ヲ整理シテ、外ハ國際聯盟脫退後ニ於ケル我國ノ新經綸ヲ確立シナケレバナラナイ重大ナル時機ニ際シテ、諸君ニシテ此眞劍ナナル問題ヲ

〔副議長退席、議長著席〕

一層眞劍ニ、一層眞面目ニ考ヘルナラバ、思想對策ヲ出スト同時ニ、何故現内閣ニ向テ、東洋政策確立ノ決議案ヲ出サナイノダ(拍手)此重大ナル思想問題ガ、經濟政策、若クハ外交政策ガ其宜シキヲ得ズシテ、何處ニ實效ガ舉ガルト思フノダ、提案者モ其點ニ付テ、明確ニ述ベテ居ルデハナイカ、此問題ヲドウカスルニハ、經濟政策ノ確立ヲシテ、仍テ以テ國民生活ノ安定ヲ圖ラナケレバナラス、斯ウ言フテ居ルデヤナイカ、提案者ガ斯ウ言フテ居ル位デカラ、此問題ヲ本當ニ眞面目ニ、眞劍ニ考ヘルナラバ、同時ニ經濟政策ニ關スル新シキ決議案モ出ルデアラウ、若クハ外交政策ニ關スル確乎タル方針ヲ示スベキ決議案ヲ出サナクテハ、甚ダ矛盾著デハナイカト私ハ言フ、ソレヲ言ハナイヤウデハ、私共ハ却テ此問題ハ一箇ノ玩弄物視サレタト云フ印象ヲ國民ノ間ニ與ヘタノデハ、折角ノ諸君ノ苦心ガ水泡トコロカ、却テ害ニナリマスゾ(拍手)最初ニ申上ゲタ如ク、提案ノ理由書並ニ決議案其モノハ、言葉其モノハ洵ニ結構デアラ、ソレニハ反對スベキ理由ハナイヤウデアリシ、輕ク扱ヘバ、何デモナイヤウナ問題デアリマスケレドモ、前刻來私ガ申上ゲタ如ク、重大ナル時機ニ際シテ居リマシテ深ク考ヘレバ此問題ハサウ簡單ニ片付ケル譯ニハ行カナイノダ、此問題ニ關スル……

〔議長注意セヨ〕清瀬ハ何ダ 其他發言スル者多シ

○議長(秋田清君) 靜肅ニ

○風見章君(續) 贊否ヲ決スルニ當テハ、此決議案ヲ突付ケラル、現内閣、竝ニ現内閣ヲ支持スル兩黨ノ過去ニ於ケル行動ヲ、私共ハ批判セザルヲ得ナイ(拍手)之ヲ批判シ來ル時ニ、甚シク此案ヲ通過セシムルコトガ、國民ニ惡影響ヲ與ヘル危險ガ十分ニアル(拍手)何故デアルカ、約束モ果サナイヤウナ内閣ト政黨トガ、國民ニ思想善導ヲ言フ義理ガアルカト國民ハ考ヘルダラウカラ(拍手)折角ノ諸君ノ提案ダケレドモ、ソレデハ諸君モ、諸君ノ希望スル所トハ反對ノ結果ヲ招クノダカラ、ヤラナイ方ガ宜イダラウ、ソコデ以上數點ヲ指摘シテ諸君ノ反省ヲ促シタ次第デアリマスルガ、私ハ諸君ニシテ政治家タル責任感ニ目覺メ、天下ノ公黨タル責任ニ深ク顧ミル所アリ、自己ノ良心ニ問ヒ、此問題ノ重大性ヲ考ヘラレテ、私が指摘シタル數點カラデモ御反省下スデ、成ル程サウダカラ、ソレデヤ撤回シテ置カウ、別ノ機會ニシヨウ、斯ウ云フナラ別問題デアリマスガ、前刻來ノ兩黨ノ態度、私共ノ質問ニモ答ヘ得ナイヤウナ態度デハ、最早諸君ノ反省ヲ促ス必要モナイカラ、私ハ諸君ニ只今申上ゲタ如ク諸君ニ依テ思想問題ヲ扱ハントスルコトハ、諸君ノ思フト逆ノ結果ヲ招キマスゾト——折角諸君ハ一生懸命デアリマセウケレドモ、結果ガ思想ヲ惡化サンデハ大變ナコトニナツテシマフカラ、私共ハ厭デモ反對セザルヲ得ナイ、斯ウ云フ結論ニ到達スルノデアリマス

〔モウ論旨ハ盡キタネ〕議長々々何トカナサイト呼ビ、其他發言スル者多ク議場騒然

○議長(秋田清君) 演説ヲ進メラレマスカ

○風見章君(續) 今水ヲ飲ンダノデ——騒イデ居マスカラ——諸君、私ハ斯ノ如キ

〔何モ言ハヌデヤナイカ〕ト呼ヒ其他發言

スル者多シ(重大ナル問題ニ關シテ、極メテ眞劍ニ、且ツ眞面目ニ、所謂超黨派のニ問題ノ是非ヲ批判シ合フテ、十分ニ審議ヲ盡シテ、才前ノ言フコトガ間違ナラ間違、俺ノ考ハ斯ウダ、此位迄慎重ナル態度ヲ以テ此問題ヲ議スルコトガ當然ナリト考ヘラデアリマスカラ、私共ノ質問ニ對シテ答ヘラレナカト點ヤ、若クハ斯ノ如キ態度ヲ以テシテ、此問題ヲ御扱ヒニナルト、繰返シテ申シマスガ、國民ノ間ニ、政黨ハ思想問題ヲ玩弄スルカノ印象ヲ與ヘマシテハ、諸君トシマシテモ、天下ノ公黨タル本意デハアリマスマイカラ、ソコデ縷々現閣ノ行動ヲ批判シ、此無責任、又此無力、無能ニ關シマシテノ諸君ノ責任ヲ問ヒ、其責任ヲ自覺サレテ、御反省下サル餘裕ハナイカドウカ、所ガ質問ニ對スル返答ガナカト所カラ見レバ、反省ノ餘地ナシト認メマスルノデ、重大問題ダカラ特ニ慎重ニ私共モ意見ヲ發表シナケレバナリマセヌガ、此言葉ニハ何モ反對スベキ點ハナイケレドモ、此決議案ヲ諸君ガ此案ノ儘デ御取扱ニナルコトハ、又現内閣ニ此決議案ヲ差付ケヨウトスルガ如キコトハ、思想問題ヲ扱フ態度トシテ、若クハ氣持トシテ、私共ハ甚ダ遺憾トセザルヲ得ナイカラ、隨テ此決議案ニ向テハ私共ハ正面カラ反對セザルヲ得ナイ(拍手)ト云フコトヲ指摘スルノダガ……

〔議長注意ナサイ〕ト呼ヒ其他發言スル者多シ(眞面目ニ聽ケ、靜ニシナケレバ喋レナイデヤナイカ)

○議長(秋田清君) 靜肅ニ
○風見澤君(續) 左様ナ譯デ私共ハ本案ニハ反對シマスケレドモ、併ナガラ諸君ニシテ一片秋々ノ良心ニ懇ヘテ賛成スル所アラバ、本案ヲ撤回サレンコトヲ切望致シテ反對スル所以デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 内ヶ崎作三郎君

〔内ヶ崎作三郎君登壇〕

○内ヶ崎作三郎君 本案ハ最初民政黨方單獨ニ提案シタルデアリマシケレドモ、最近政友會ノ幹部ト民政黨ノ幹部ガ相談ヲ致シテ結果、共同提案トナリマシテ、今日其上程ヲ見ルニ至リマシタルコトハ、私共ノ甚ダ満足スル所デアリマス(拍手)私ハ提案者ノ御説明ニ於テ、賛成ノ趣旨ヲ述ベタイト思フデアリマス

一體此共產黨問題ハ歐羅巴ニ於テハ政治問題デアリマス、然ルニ我國ニ於テハ思想問題トシテ取扱ハレテ居ルト云フノハ、如何ナル譯デアリカト申セバ、是ハ我國特有ノ事情ガアルノデゴザイマス、申上ゲルマデモナク、我國ニハ專門學校以上ノ學校ニ教育ヲ受ケテ居ル所ノ者ガ、十四万人ゴザイマシテ、日本ノ人口全部ノ一千分ノ二ニ當リテ居ルデアリマス、而シテ「マルキシズム」又此共產黨ノ思想ガ主ニ是等ノ學生ノ一部ニ大ナル勢力ト、影響ヲ有スルニ至テ居ルデアリマス、皆様ノ御承知ノ如ク最近ノ共產黨檢舉ニ際シマシテハ、多クノ學生ガ之ニ連坐致シタルト云フコトハ、此事實ヲ表明スルモノデゴザイマス、然ラバ何故ニ我國ニ於テ高等教育ヲ受ケツ、アル所ノ學生ノ間ニ、「マルキシズム」及共產主義ノ思想ガ蔓延スル傾向ヲ有スルニ至リタカト申シマスルニ、大體ソレニ付テハ二ツノ原因ガアルト思フデアリマス

第一ハ今日ノ高等教育ヲ受ケテ居ル青年ノ一部ニ社會的關心、社會問題ニ對スル所ノ注意ガ喚起セラル、ヤウニナリマシテ、而シテ彼等ガ自己ノ生活苦ヲ顧ミザルヲ得ナイノデアルハ、又相當順境ナル家庭ニ生活シテ居ル所ノ青年ハ、往々ニシテ今日ノ社會ノ裏面ヲ窺ヒ知ルノ機會ヲ得マシテ、彼等ノ社會的正義ノ觀念ガ、社會問題ニ自ラ關心ヲ有セシメラレルヤウニナリテ居ル

ノデアルト思フデアリマス、ソコデ多クノ良家ノ子弟ノ中ニ、此思想ガ蔓延スル傾向ガアリ、又頭腦明敏ナル所ノ秀才ガ、此問題ト關係セシメラル、ヤウニナリテ居ルト云フ、此事實ヲ先ツ吾々ハ承認シテ、拔本塞源ノ策ヲ講ジナケレバナラヌト思フデアリマス(拍手)

第二ハ「マルキシズム」ニハ一種ノ哲學的ノ體系ガ存在致シテ居ルノデゴザイマシテ、申スマデモナク、唯物史觀トカ、或ハ唯物辯證論デアルトカ、階級闘爭論デアルトカ、或ハ勞働價值說ト云フヤウナ、兎ニ角首尾一貫シタル所ノ哲學的ノ思想體系ガ存在致シテ居ルデアリマス、ソコデ頭腦明敏ナル所ノ青年ハ、此體系アル秩序整然タル所ノ思想の組織ニ依リテ魅惑セラレ、眩惑セラレ、傾向ガアルノデゴザイマス、此二ツノ理由ニ因リテ有望ナル所ノ多クノ青年ガ誘惑セラレツ、アルノデゴザイマシテ、初ハ單純ニ哲學的、或ハ社會的ノ見地ヨリシテ接近シテ參ルノデゴザイマスケレドモ、諸君ノ御承知ノ如ク「ソヴィエト」露西亞ニ於ケル所ノ第三「インターナショナル」ガ、赤化思想ヲ世界のニ宣傳スルト云フ設備ハ至レリ盡セリデゴザイマシテ、其魔ノ手ガ直接間接ニ我國ニ及ンデ居ルト思フノデゴザイマス、其細胞組織、其巧妙ナル所ノ誘惑手段、或ハ恐喝手段ノ爲ニ捉ハラレテ、一度足ヲ其中ニ入レ、バ、容易ニ脱出スルコトガ出来ナイヤウニナリテ居ルノガ、今日ノ現狀デハナイカト私ハ思フノデゴザイマス(拍手)政府ハ斯ル事情ヲ御承知ノ上ニ對策ヲ研究セラレンコトヲ希望スルデアリマス

又一方ニ於テハ所謂右傾思想ト云フモノガ相當ナル勢力ヲ有シテ居ルノデゴザイマス、何ノ爲ニ右傾思想或ハ反動思想ト云フモノガ、今日ノ青年ノ多數ヲ捉ヘテ居ルカト申シマスナラバ、原因ハ澤山アルダラウト思フノデアリマスルガ、經濟上ノ理由ガ

主タルモノデアルト思フデアリマス、世界的不況、又日本國內ニ於ケル所ノ不況ガ、其原因ノ一ツデアルト思フデアリマス、此序ニ民政黨ノ立場ヲ辯解致シタイコトガゴザイマス、國民同盟ヨリノ御質問ノ中ニ、民政黨内閣ガ三年モ續イデ、緊縮消極ノ政策ヲ行ウタガ故ニ不景氣ヲ招來シテ、サウシテ人心ノ惡化ヲ惹起シタモノデアルト云フヤウナ御質疑デアリマスガ、之ニ對シテハ私ヨリ辯解致シタイノデアリマス、齋藤内閣ハ二十三億ト云フ空前ノ膨大ナル豫算ヲ編成セラレマシテ、是ハ吾々モ贊成シ、國民同盟ノ諸君モ贊成セラレマシテ、サウシテ貴族院ヲ通過シタルノデゴザイマス、ドウシテ斯ウ云フ豫算ノ編成ガ出来タルデアリカト申シマス、色々原因ガアルガ、大體民政黨内閣三年ノ間ニ於キマシテ整理緊縮ヲ行フテ、多少ノ裕リヲ取リテ居リマシタルカラ、ソコデ財政上國民經濟ノ上ニ於テ彈力ガ存シテ居ルタガ故ニ、齋藤内閣ハ此豫算ヲ編成スルコトガ出来タ一ツノ原因デアリテ、其點ニ付テハ國民同盟ノ諸君ニ於テハ、大多數ニ於テ御反對ハナイ管デアルト固ク信ジテ疑ハナイノデアリマス、又滿洲事變ヲ中心ト致シマシテ愛國觀念ガ盛ニナリマシテ、其運動ガ勃興致シテ參リマシタルト云フコトモ、右傾思想ノ發達致シタルト云フコトモ、力アルコトデアルト思フデアリマス、又財閥ガ政變ヲ利用シテ營利事業ヲ營ンダト云フヤウナコトガ、國民ニ知レ渡リテ居リマシテ、是ガ又右傾思想ノ發動ヲ促シテ來タコトデアルト思フデアリマス、右傾思想ノ中ニハ或ハ日本主義ト云ヒ、或ハ東洋主義ト云ヒ、或ハ亞細亞主義ト云ヒ、或ハ國粹主義ト云ヒ、或ハ日本「フアッシュ」ト云フヤウナモノガゴザイマシテ、彼等ハ純眞ナル動機ニ依リテ、又純眞ナル愛國ノ至情ニ燃エテ、國家ノ大事ヲ憂ヘテ居ルト云フコトニ對シマシテハ、私ハ同情ヲ致スノデアリマス、併ナガラ彼等ハ動モス

レバ破壊ニ強クシテ、建設ニハ弱イノデア
リマス、殊ニ産業經濟ノ政策ニ付キマシテ
ハ、確乎タルモノヲ社會ニ示シテ居ラナイ
ノデゴザイマスガ故ニ、吾々ハ彼等ハ熱
心デハアルケレドモ、其建設的ノ努力ニ於
テ尙ホ一段ノ欠クル所ノアルコトヲ、認識
セザルヲ得ナイノデアリマス、斯ノ如ク目
下ハ左傾思想ヲ右傾思想ガ對立致シテ居ル
ノデアリマス、右傾思想ハ現在ニ立脚シテ
過去ニ廻リ、過去ノ理想ヲ以テ現在ヲ律セ
ントスルノデアリマス、左傾思想ハ將來ノ
夢ヲ描キ、將來ノ理想ヲ描イテ、ソレニ依
テ其實現ヲ阻止セントスル所ノ、現在ノ社
會制度ヲ打破セントスルモノデアリマス、
一體此世ノ中ト云フモノハ、進化ノ大勢ハ
動カスベカラザルモノデゴザイマス、急
進的ノ者ハ前ニドシノ進マント致シテ居
リマシテ、保守的ノ者ハ後ヨリ牽制シテ、
サウシテ其間ニオモ五ニ引キツララセ
シテ、進ンデ行クモノデアルト思フノデア
リマスカラシテ、或ル程度迄ノ保守思想モ
必要デアレバ、或ル程度迄ノ進歩思想モ必
要デゴザイマス、健全ナル進歩思想ト、健
全ナル保守思想トハ國家民族ノ爲メ必要缺
ベカラザルモノデアルト私ハ思フノデアリ
マス、然レニ今日ノ左傾思想ハ餘リニ矯激
ニ流レ、餘リニ外國崇拜ニ奔ッテ居ルノ
デゴザイマス、又一方之ニ對立スル所ノ
右傾思想ト云フモノモ、寛容ノ精神ガナク
シテ、動モスレバ立憲政治ヲ否認シ、議會
政治ヲ否認セントスルガ如キ態度ヲ洩スト
云フコトハ、吾々ノ甚ダ遺憾トスル所デア
リマス、仍テ政府ハ右傾、左傾ノ對立シテ
居ル所ノ、主トシテ日本國民中ノ多數ノ青
年ノ思想ヲ如何ニ取締ルベキデアルカ、如
何ニ指導スルベキデアルカト云フコトハ、御
考究ヲ願ヒタイノデアリマス、勿論申上ゲ
ル迄モナク、最近歷代ノ政府ハ種々ナル方
法ヲ講ゼラレテ居ルノデアリマス、現ニ文
部省ハ一昨年學生思想調査會ナルモノヲ設
ケマシテ、昨年ニ至ッテ其答申ガ出來上ッ
タデアリマス、又文化研究所ナルモノヲ
設ケラレマシテ、學生ノ思想ノ調査指導ニ
當ッテ居ラレト云フコトモ、吾々ノ大ニ
多トスル所デゴザイマス、又本議會中本會

議及各種ノ委員會ニ於ケル質問應答ニ於
テ、政府ハ此問題ニ對スル態度ヲ明ニセラ
レテ居ルノデゴザイマシテ、政府ノ御熱心
又御骨折ニ對シマシテ、吾々ハ多大ノ敬意
ヲ表シテ居ルノデゴザイマス、併ナガラ今
ヤ多クノ重要ナル問題ガ議論セラレマシ
タ、明日ヲ以テ會期ガ終ラントシテ、關係
各位ニ於ケラレマシテモ、幾ラカ御心持ガ安
心セラレテ居ルと思フ、此場合ニ於テ最も
重要ナル思想問題ヲ提ゲテ、其解決實行ノ
方法ヲ請求スルト云フコトハ、時最モ宜シキ
ヲ得タルモノナリト私ハ信ズルノデアリマ
ス(拍手)私ハ政府當局ニ對シテ望ム所多イ
ノデアリマスガ、極メテ大マカニ三四ノ事
ヲ述ベテ、其御實行ヲ願ヒタイと思フノデ
アリマス、無論吾々政治家致シマシテ、
此問題ニ對スル責任ノ重且ツ大ナルコトヲ
知ッテ居ル者デアリマス、吾々ハ出來得ル
ケ努力致シマシテ、吾々ノ責任ヲ果ス積リ
デゴザイマス、此點ニ付テハ國民同盟ノ諸
君モ無論御異議ノアル筈ハナイと思フノデ
ゴザイマス

次ニハ經濟上ノ對策デゴザイマス、今日
ノ經濟機構ニ於キマシテハ、分配ガ公正デ
ナイト云フコトガ社會問題ノ由テ起ル原因
デアルト思フノデアリマス、カランシテ、ドウ
カ政府ハ此趣旨ヲ諒トセラレマシテ、或ハ
稅制ノ改正、或ハ小作制度ノ改善、或ハ金
融政策ノ刷新、サウ云フ方面ニ於テ新タナ
ル對策ヲ講ゼラレンコトヲ希望スルノデア
リマス

又思想上教育上ノ對策ハ最モ大切デア
ルノデゴザイマス、先程申上ゲマシタルガ如
ク、我國ノ教育界ハ明治ノ初ヨリ、歐米列
強ト競争致シマシテ、徳川時代ノ二三百數
年ノ鎖國時代ノ損失ヲ取返サウト致シマシ
タル結果、無理ナ教育ヲヤッテ居ルノデア
リマス、即チ一面ニ於テハ科學教育ヲ獎勵
致シ、一面ニ於テハ知識ノ注入教育ヲヤッ
テ居ッタルノデゴザイマスケレドモ、不幸ニシ
テ我國ニ於キマシテハ、哲學體系ノ完全ニ有
ラナシテ居ル所ノ哲學者ガマダ現ハレナイノデ
アリマス、倫理學、心理學ト云フヤウナ方
面ニ於テハ、相當ノ學者ガアルノデアリマ
ス、併ナガラ本體論デアルトカ、歴史哲學

デアルトカ、サウ云フ方面ノ思想ヲ打ッ
一丸トシタル、例ヘバ獨逸デ言フナラバ
「カント」デアルトカ「ヘーゲル」デアルトカ
云フヤウナ、或ハ英吉利ナラ「スペンサー」
ト云フヤウナ者ニ對立スルヤウナ、思想ノ
體系ヲ有スル所ノ學者ガ、將來現ハレナイ
ハ遠ヒナイケレドモ、マダ現ハレナイニ
ト云フコトハ、吾々ノ甚ダ遺憾トスル
所デアリマス(拍手)而シテ斯ル學者ノ出現
ハ無論ハ一種ノ天命ニ依ッテ現ハレルコ
トデアルト思フノデアリマスカラ、吾々ガ
此處デ議論ヤッタカラト云ッテ、サウ
云フ大學者ガ遠ニ現ハレル譯デハゴザイ
マセヌ、併ナガラ私ハ文部大臣ニ特ニ考慮
ヲ願ヒタイコトガデゴザイマス、ソレハ帝國
大學教授ノ停年ト云フコトデアリマス、御
承知ノ如ク我國ニ於キマシテ、荷モ學問ヲ
承知ノ如ク我國ニ於キマシテ、荷モ學問ヲ
研究シナケレバナラナイ、次ニ東洋ノ事ヲ
研究シナケレバナラナイ、西洋ノ事ヲ研究
シナケレバナラナイ、學、東西古今ヲ兼ネ
ナケレバナラヌノデアリマス、而シテ之ヲ
ヤルニハ或ハ英語、或ハ獨逸語、或ハ佛蘭
西語、或ハ迦テ希臘語、羅典語「ヘブライ」
語ト云フヤウナモノノ迄モヤラナケレバナ
ナイノデアリマス、ソコデ我國ニ於ケル學
者ガ圓熟スルニハ、餘程時ヲ要スルノデア
リマス、ドウシテモ六十以上ニナラナケレ
バ、私ハ學者ノ頭ト云フモノガ圓熟致サ
ナイと思フノデアリマス、現ニ英國ヘ行ッ
テモ、獨逸ヘ參リマシテモ、佛蘭西ヘ行ッ
テモ、七十ニナツテモ、或ハ八十ニナツ
テモ、正教授トシテ、立派ニ講義ヲヤッ
テ居ルガ多イノデアリマス、政界ニ於テハ
齋藤總理大臣ヲ首メトシ、現內閣ニ於テハ
モウ七十以上ノ長老ハ三人モ御出デニナ
ルノデゴザイマシテ、サウシテ此國難打開
ノ大任ヲ果シテオイデニナルノデアリマス
カ、學者モ矢張六十以上ニナツテモ、七十
以上ニナツテモ、有爲ノ人物ハ矢張大學ノ中
ニ留メテ置イデ、其大成ヲ致サセナケレバ
ナラヌト思フノデアリマス(拍手)無論若
クテ若朽ノ者ハ、之ヲ排斥スルコトハ少シモ
差支アリマセヌケレドモ、有爲ノ士ハ六十
ニナツテモ七十ニナツテモ之ヲ庇ウテ居

矢張大學ニ於テ講座ヲ擔當セシメルト云フ
コトニ御配慮アラントヲ希望スルノデア
リマス(拍手)若シ鳩山文部大臣ニシテ此事
ヲ英斷セラレラバ、先ヅ近時ノ各大臣ノ
名ヲ謳ハレルニ遠ヒナイノデアリマス(拍手)

尙ホ師範教育ハ改善ヲ要スルノデアリマ
スガ、是ハ詳シイハ申上グルノ必要ハゴ
ザイマセヌ、次ハ宗教教育、佛教或ハ基督
教或ハ神道、何レデモ宜シイガ、矢張一種
ノ宗教的信念ヲ、學生青年ニ植付ケルト云
フコトヲ、寧ロ政府ガ進ンデ獎勵セラレ
コトガ必要デアルト思フノデアリマス(拍
手)又我國ノ國體、國民政策ニ對スル所ノ
新シイ歴史哲學ニ基イデ批判ヲシ、サウシ
テ明快ナル知識ヲ學生青年ニ扶植スルコト
ノ出來ルヤウナ、新歴史の哲學ノ唱道ヲ私
ハ必要ナルモノト思フノデアリマス(拍手)

斯ル方法ヲ講ゼラレマスカラバ、現時ノ混
沌タル所ノ思想界ニ於テ、青年ヲ正シキニ指導
スルコトハ、強チ困難ナコトデハナイと思
フノデアリマス(拍手)私ハ過去三千年ノ我ガ
日本國民ノ歴史ヲ顧ミマスト云ッテ、或ハ佛
教ガ這入ッタル時デモ、或ハ儒教ガ這入ッ
タル時、或ハ徳川時代ニ於テ羅馬舊教ガ這入
タル時ニ於テモ、或ハ明治ノ初年ニ於テ歐米
ヨリ基督教ノ新教ガ這入ッタル時ニ於テモ、或
ハ「ジャン・ジャック・ルソー」ノ自由民權ノ
思想ガ我國ニ這入リマシタル時ヲ考ヘテ見
テモ、又ハ文藝上ニ自然主義ガ這入ッタル
當時ノコトヲ考ヘテ見テモ、一時ハ混沌タ
ルモノデアリマス、今ニ日本ノ思想界ガ引
續ルヤウニ見エタノデアリマスケレド
モ、併ナガラサウ云フ難關ヲ切り抜ケテ、
日本國民ハ儒教モ消化致シ、佛教モ消化致
シ、基督教モ消化致シテ居ルノデアリマ
ス、自由民權思想モ消化致シマシテ、斯ノ
如キ立憲政治ガ日本帝國ニ確立セラレ
ウニナツタルノデアリマス、又文藝上ノ自然主
義ノ影響ハ今日ノ文體ニ非常ナル屈伸自在
ノ傾向ヲ與ヘタト云フコトハ、私ヨリ申上
グルマデモナイノデアリマス、斯ノ如ク私ハ
我國ノ尊嚴ナル國體及國民性、殊ニ海洋文
化國トシテノ大自然ノ環境ト云フモノハ、
日本國民ヲシテ最初ハ急激ニ急進思想ニ感
染セラレタルノデアルケレドモ、驕ソレラ

水久保甚作君	志賀和多利君	鹽原義政君	廣瀬爲久君	森田肇君	望月圭介君	清家吉次郎君	鈴木義隆君	菅原安孝君	池田敬八君	原淳一郎君	本田次郎君	富田彌市郎君	岡田喜久治君	川淵洽馬君	橫山金太郎君	高橋義次君	高野喜六君	田中武雄君	依田孫一郎君	添田敬一郎君	中島彌國次君	中井川浩君	村松久義君	工藤鐵男君	山崎儀重君	松田源治君	松本忠雄君	眞鍋勝君	增田義一君	福關次郎君	小山邦太郎君	佐藤與一君	櫻內幸雄君	清水寛君	斯波貞吉君	平野光雄君	一松定吉君	百瀬渡君	伊豆富人君		
島田俊雄君	白神邦二君	清水銀藏君	平野桑四郎君	樋口典常君	森田昇三郎君	門田新松君	世耕弘一君	鈴木喜三郎君	鈴木辰三郎君	砂田重政君	杉本國太郎君	猪股謙二郎君	原吉郎君	落野徹太郎君	戸井嘉作君	川崎克君	勝正憲君	吉川吉郎兵衛君	高橋守平君	武富濟君	田中祐四郎君	谷原公君	中村三之丞君	中山福藏君	內藤正剛君	海野數馬君	山田嘉六君	松田正一君	松尾四郎君	前田房之助君	牧山排藏君	町田忠治君	小山松壽君	青木亮貫君	櫻井兵五郎君	作田高太郎君	三宅磐君	清水德太郎君	重松重治君	平川松太郎君	比佐昌平君

